

令和7年度  
松伏町介護保険事業計画事業評価  
評価結果報告書

令和8年3月

松 伏 町



# 目次

1	評価の概要	1
1	目的	1
2	評価の方法	1
3	報告書の見方	1
2	評価結果	2
1	強化推進交付金	2
2	努力支援交付金	3
3	高齢者福祉事業	5
4	介護保険事業	6
3	資料編(評価シート)	7

# 1 評価の概要

## 1 目的

「松伏町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」及び「保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）」の加算要件である事業を評価・分析を行い、その結果を松伏町介護保険等運営協議会等に公表し、今後の事業の見直しや改善の基礎資料とすることを目的とする。

## 2 評価の方法

「松伏町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画」に記載の高齢者福祉事業及び介護保険事業、「保険者機能強化推進交付金（インセンティブ交付金）」の加算要件について、整理した評価シートを作成し、各項目の進捗状況等を A～D の4段階で評価する。

評価	内容
A	計画どおり
B	おおむね計画どおり
C	あまり進んでいない
D	まったく進んでいない

インセンティブ交付金の加算要件については、加算要件への適合状況についても併せて評価する。

評価	内容
○	加算要件を満たす
×	加算要件を満たさない

加算要件・進捗評価ともに昨年令和6年度の結果と比較し、各項目の進捗状況を「↗」（向上）、「→」（維持）、「↘」（停滞）の3段階で示す。進捗評価が向上した、加算要件を満たした数が増加した場合は「↗」（向上）とし、進捗評価が悪化した、加算要件を満たした数が減少した場合は「↘」（停滞）とする。

なお、令和7年度に新たに追加された加算要件については、その評価を問わず、進捗評価を設定する。

## 3 報告書の見方

進捗状況が「↗」（向上）、「↘」（停滞）のものについて、その理由等を記載する。「→」（維持）の項目については、資料編に記載の評価シートを参照すること。なお、補足事項等がある場合には、進捗状況に関わらず、記載する。

## 2 評価結果

### 1 強化推進交付金

【評価結果一覧】

目標	取組指標	ページ (※)	R7 交付金評価		R7 評価				R6 交付金評価		R6 評価				進捗
			○	×	A	B	C	D	○	×	A	B	C	D	
1	1	2	4	0	4	0	0	0	4	0	4	0	0	0	→
1	2	3	4	0	4	0	0	0	4	0	4	0	0	0	→
1	3	4	8	8	16	0	0	0	8	8	14	0	0	2	↗
1	4	6	4	0	4	0	0	0	4	0	4	0	0	0	→
2	1	8	4	0	4	0	0	0	4	0	4	0	0	0	→
2	2	10	6	4	8	0	0	2	8	2	8	0	0	2	→
3	1	12	4	1	4	0	0	1	4	1	4	0	0	1	→
3	2	14	9	0	9	0	0	0	9	0	9	0	0	0	→

(※) …本報告書のページ数ではなく、評価シート下部に記載のページ数を指す。

#### ◆向上した項目

目標	1 持続可能な地域のあるべき姿をかたちにする
取組指標	3 自立支援、重度化防止等に関する施策について、実施状況を把握し、必要な改善を行っているか。
評価内容	認知症総合支援施策として介護予防・認知症予防を目的に実施した「スマホ講座」について、R6年度から達成状況などの取組の公表を開始したことで評価が「D」から「A」となった。またこれに伴い、これまで交付金評価の対象外だったが、令和8年度から交付金評価は「○」となり、加算要件を満たす見込みである。  在宅医療・介護連携施策として吉川・松伏入退院支援ルールの配布や吉川松伏多職種連携の会主催の研修会を実施しており、これらの取組についてR6年度から達成状況などの取組の公表を開始したことで評価が「D」から「A」となった。またこれに伴い、これまで交付金評価の対象外だったが、令和8年度から交付金評価は「○」となり、加算要件を満たす見込みである。

#### ◆補足事項

目標	2 公正・公平な給付を行う体制を構築する
取組指標	2 介護給付費適正化事業を効果的に実施しているか。
評価内容	単独請求明細書における準受付審査チェック一覧表の縦覧点検、サービス付き高齢者向け住宅の入居者のケアプランの点検などは昨年度と同様に行っているものの、県への報告の際に加算要件を満たしていないと報告してしまったため、加算要件の適合数が減少している。

## 2 努力支援交付金

【評価結果一覧】

目標	取組 指標	ページ (※)	R7 交付金評価		R7 評価				R6 交付金評価		R6 評価				進捗
			○	×	A	B	C	D	○	×	A	B	C	D	
1	1	16	0	4	2	0	0	2	0	4	0	0	0	4	↗
1	2	18	6	1	6	0	0	1	5	2	5	0	1	1	↗
1	3	20	4	0	4	0	0	0	4	0	4	0	0	0	→
1	4	22	5	0	5	0	0	0	4	0	4	0	0	0	→
1	5	24	3	1	3	0	0	1	2	2	2	0	0	2	↗
1	6	26	0	5	2	0	0	3	0	5	1	0	0	4	↗
1	7	28	0	6	1	0	0	5	0	4	1	0	0	3	→
2	1	30	2	3	1	1	0	3	3	2	1	1	1	2	↘
2	2	32	0	4	3	0	0	1	0	4	3	0	0	1	→
2	3	34	0	4	0	0	1	3							
3	1	36	5	0	5	0	0	0	5	0	5	0	0	0	→
3	2	38	6	0	6	0	0	0	6	0	6	0	0	0	→
3	3	40	2	0	4	0	0	0	2	0	4	0	0	0	→

(※) …本報告書のページ数ではなく、評価シート下部に記載のページ数を指す。

### ◆向上した項目

目標	1 介護予防／日常生活支援を推進する
取組指標	1 介護予防・生活支援サービス・一般介護予防事業の実施に当たって、データを活用して課題の把握を行っているか。
評価内容	KDB や見える化システムを活用し、課題の分析を行っているため、評価が「D」から「A」となった。またこれに伴い、令和8年度から加算要件を2つ満たす見込みである。

目標	1 介護予防／日常生活支援を推進する
取組指標	2 通いの場やボランティア活動その他の介護予防に資する取組の推進を図るため、アウトリーチ等の取組を実施しているか。
評価内容	フレイル防止による介護予防の取組としてご近所さん体操や体力測定会の実施方法を改善していることから評価が「C」から「A」となった。

目標	1 介護予防／日常生活支援を推進する
取組指標	5 地域におけるリハビリテーションの推進に向けた具体的な取組を行っているか。
評価内容	理学療法士と連携し、ご近所さん体操に理学療法士の意見を取り入れ、改善を図っているため、評価が「D」から「A」となった。

◆停滞した項目

目標	2 認知症総合支援を推進する
取組指標	1 認知症サポーター等を活用した地域支援体制の構築及び社会参加支援が行えているか。
評価内容	チームオレンジを設置したものの、活動支援はできても、地域の担い手とのマッチングが出来ず、今後も取組を実施する予定がなく、評価が「B」から「D」となった。

◆補足事項

目標	1 介護予防／日常生活支援を推進する
取組指標	4 通いの場の参加者の健康状態等の把握・分析により、介護予防・生活支援サービス・一般介護予防事業の内容等の検討を行っているか。
評価内容	加算要件に通いの場の参加者の意見を取り入れることが追加された。ご近所さん体操にて、当該の取組は達成されていることにより、評価は「A」で加算要件も満たしている。

目標	1 介護予防／日常生活支援を推進する
取組指標	7 多様なサービスの活用の推進に向け、実施状況の調査・分析・評価を行っているか。
評価内容	2つの加算要件が追加され、どちらも該当の取組を実施しておらず、評価「D」で交付金評価は「×」である。 一方、総合事業サービス A の参加者数の推移をデータで整理しており、令和8年度から交付金評価が「○」となり、加算要件を満たす見込みである。

### 3 高齢者福祉事業

【評価結果一覧】

施策の柱	施策	ページ (※)	R7 評価	R6 評価	進捗
1	1	2	A	A	→
1	2	2	A	A	→
1	3	2	A	A	→
1	4	4	A	A	→
1	5	4	A	A	→
1	6	4	A	A	→
1	7	4	A	A	→
2	1	6	B	B	→
2	2	6	B	B	→
2	3	6	B	B	→
2	4	6	B	B	→
2	5	6	B	B	→
3	1	8		A	
3	2	8	A	A	→
3	3	8	B	B	→
3	4-①	10	A	A	→
3	4-②	10	A	A	→
3	4-③	10	A	A	→
3	4-④	10	A	A	→
3	4-⑤	10	A	A	→
3	4-⑥	10	A	A	→
3	4-⑦	10	A	A	→
3	4-⑧	10	A	A	→
3	5	8	A	A	→

(※) …本報告書のページ数ではなく、評価シート下部に記載のページ数を指す。

◆補足事項

施策の柱	3 安全・安心な生活環境の整備
施策	4—⑦ 健康マージャンサロンの開催（社会福祉協議会の高齢者施策）
評価内容	健康マージャンサロンが好評であり、今後も実施回数を増やすなど参加者が増えていくように環境整備に努めている。

施策の柱	3 安全・安心な生活環境の整備
施策	4—⑧ 認知症予防事業「認知症予防ケア教室」（社会福祉協議会の高齢者施策）
評価内容	事業内容が好評で毎回参加者が定員を超えた申し込みがあり、定員枠の拡大や今後の優先受付などを行っている。

## 4 介護保険事業

【評価結果一覧】

施策の柱	施策	ページ (※)	R7 評価	R6 評価	進捗
1	(1)	2	B	B	→
1	(2)	2	A	A	→
1	(3)	2	A	A	→
1	(4)	2	A	B	↗
1	(5)	2	A	B	↗
2	(1)	4	A	A	→
2	(2)	4	B	B	→
2	(3)	4	A	B	↗
2	(4)	4	A	B	↗
3	(1)	6	A	A	→
3	(2)	6	A	A	→
3	(3)	6	B	B	→
3	(4)	6	A	A	→
3	(5)	6	A	A	→

(※) …本報告書のページ数ではなく、評価シート下部に記載のページ数を指す。

### ◆向上した項目

施策の柱	1 介護予防・日常生活支援総合事業
施策	(4) 一般介護予防事業
評価内容	介護予防普及啓発事業である男性のための健康体操教室は週1回から週2回への事業拡大を行い、同じく音楽健康クラブでは新たに北部会場を開設した。 参加者の健康状態の把握や分析・評価に取り組むほか、eスポーツ事業は事業拡大を図っていく方針であるため、評価が向上した。

施策の柱	1 介護予防・日常生活支援総合事業
施策	(5) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
評価内容	住民ほけん課後期高齢者医療担当をはじめとした関係課と連携し、体力測定会などの取組を実施し、広く町内の高齢者のフレイル予防を図っている。引き続き庁内連携会議などを行い、こうした取組の改善を図っていくため、評価が向上した。

施策の柱	2 介護予防・日常生活支援総合事業
施策	(3) 認知症施策の推進
評価内容	認知症初期集中支援チームやチームオレンジ、オレンジカフェなど、従来の取組を引き続き行うほか、認知症ケアパスを作成する予定のため、評価が向上した。

施策の柱	2 介護予防・日常生活支援総合事業
施策	(4) 生活支援サービスの体制整備
評価内容	スマホの使い方相談会や地域資源マップの発行など、町民の生活支援サービスの充実に努めていることから、評価が向上した。

### 3 資料編（評価シート）

# 強化推進交付金・努力支援交付金 令和7年度 評価シート

令和8年3月  
松伏町

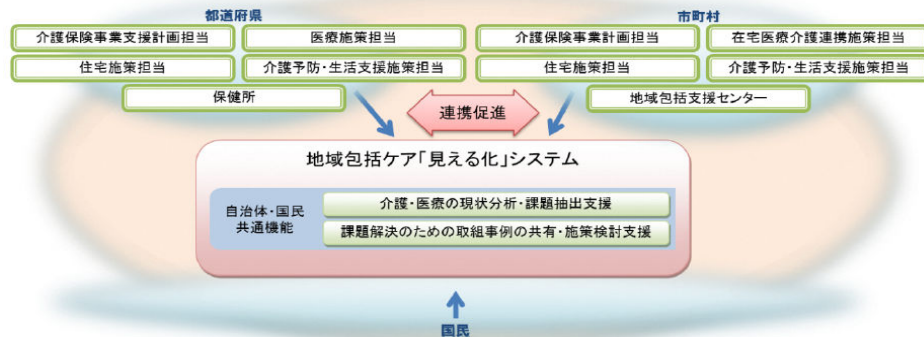
区分	強化推進交付金						
目標	1 持続可能な地域のあるべき姿をいかたちにする						
取組指標	1 地域の介護保険事業の特徴を把握しているか。						
	評価指標	R7 交付金 評価	R7 評価	R6 交付金 評価	R6 評価	現状及び課題（評価の理由）	次年度の方向性
ア	「地域包括ケア「見える化」システム」を活用し、サービス資源や給付費等の現状把握・分析等を行っている	○	A	○	A	「見える化システム」を活用し抽出した地域の特徴を分析している。	引き続き、継続して実施
イ	日常生活圏域別の特徴を把握・整理している	○	A	○	A	町の日常生活圏域は1つとなっている。	引き続き、継続して実施
ウ	地域の介護保険事業の特徴を踏まえ、相談窓口やサービスの種類・内容、利用手続などについて、住民に周知を行っている	○	A	○	A	町ホームページのほか、新たに第1号被保険者になった町民に対して介護保険制度のパンフレットを介護保険証と同封して送付している。	引き続き、継続して実施
エ	地域の介護保険事業の特徴を公表している	○	A	○	A	町ホームページに公表している。	引き続き、継続して実施

【解説】

【評価】 A：計画どおり、B：おおむね計画どおり、C：あまり進んでいない、D：まったく進んでいない

### 地域包括ケア「見える化」システムとは？

地域包括ケア「見える化」システムとは、地域の介護保険サービスの利用状況等の情報を一元化したシステムで、様々なデータを視覚化できるだけでなく、他の地域との比較などができるほか、県をはじめとした関係機関との情報共有にも活用しています。主に地方自治体向けのシステムですが、利用登録すれば、誰でも閲覧することができます。

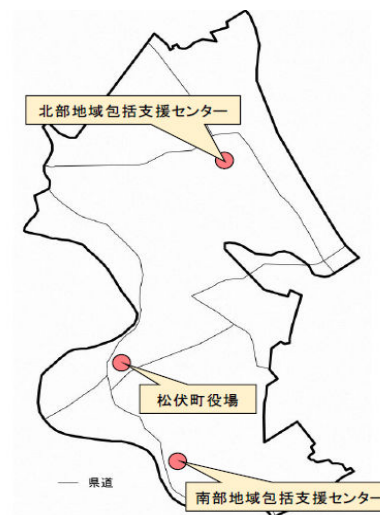


### 日常生活圏域とは？

日常生活圏域とは、地理的条件、人口、交通、その他の社会的条件、施設の整備状況などを総合的に勘案して定めた区域であり、高齢者が住み慣れた身近な地域において自立した日常生活を営むことができるように圏域ごとの特徴を把握しながら、施策を行います。松伏町においては町内全域を1圏域としています。

#### 【検討内容】

- ①国が示す地域包括支援センターの設置基準では、人口2～3万人に1箇所、また、その区域における高齢者人口3～6千人ごとに、保健師等、社会福祉士及び主任介護支援専門員を各1人置くこととされていますが、本町の令和5年10月1日現在の総人口は28,222人、高齢者人口は8,551人となっています。
- ②地理的格差や日常生活の利便性などを考慮した場合、生活形態に大きな違いはみられません。



計画P.45

区分	強化推進交付金						
目標	1 持続可能な地域のあるべき姿をにかたにする						
取組指標	2 介護保険事業計画の進捗状況（介護サービス見込み量の計画値と実績値の乖離状況）を分析しているか。						
評価指標		R7 交付金 評価	R7 評価	R6 交付金 評価	R6 評価	現状及び課題（評価の理由）	次年度の方向性
ア	毎年度、計画値と実績値の乖離状況について、モニタリングを行っている	○	A	○	A	毎年度、計画値と実績値について、モニタリングを実施し町HPに公表している。	引き続き、継続して実施する。
イ	モニタリングの結果を外部の関係者と共有し、乖離の要因やその対応策について、外部の関係者を含む議論の場で検証を行っている	○	A	○	A	令和5年度からモニタリング結果を「介護保険等運営協議会」で今後のサービス提供について、委員から見直しの意見聴取を行っている。	引き続き、継続して実施する。
ウ	モニタリングの結果やイの検証を踏まえ、サービス提供体制について必要な見直しを行っている	○	A	○	A	令和5年度からモニタリング結果を「介護保険等運営協議会」で今後のサービス提供について、委員から見直しの意見聴取を行っている。	引き続き、継続して実施する。
エ	モニタリングの結果を公表している	○	A	○	A	毎年度、計画値と実績値について、モニタリングを実施し町HPに公表している。	引き続き、継続して実施する。

【解説】

【評価】 A：計画どおり、B：おおむね計画どおり、C：あまり進んでいない、D：まったく進んでいない

### 介護保険事業計画とは？

地域の介護保険事業の円滑な実施のために、介護保険法に基づいて3年ごとに町が策定する行政計画です。日常生活圏域の設定、計画期間内の各サービスの利用者の見込み、保険料の調整を行います。

#### 高齢者福祉計画 第9期介護保険事業計画

【令和6年度～令和8年度】

令和6年3月  
埼玉県松伏町

区分	強化推進交付金						
目標	1 持続可能な地域のあるべき姿をいかたちにする						
取組指標	3 自立支援、重度化防止等に関する施策について、実施状況を把握し、必要な改善を行っているか。						
	評価指標	R7 交付金 評価	R7 評価	R6 交付金 評価	R6 評価	現状及び課題（評価の理由）	次年度の方向性
ア	毎年度、次の施策分野ごとに事業の実施状況を定量的に把握し、データとして整理している						
	① 介護予防・生活支援サービス	○	A	○	A	総合事業（訪問型サービス、通所型サービス、サービスAなど）を実施し、状況を把握・整理している。	引き続き、継続して実施する。
	② 一般介護予防事業	○	A	○	A	ご近所さん体操やいきいき健康体操教室、男性のための健康体操教室などを実施し、状況を把握・整理している。	引き続き、継続して実施する。
	③ 認知症総合支援	×	A	×	A	介護予防・認知症予防を目的に「スマホ講座」を実施し、実施状況を把握し整理している。	引き続き、継続して実施する。令和8年度から交付金評価が○になる予定。
	④ 在宅医療・介護連携	×	A	×	A	吉川・松伏入退院支援ルールの配布や吉川松伏多職種連携の会主催の研修会の実施状況を把握・整理している。	引き続き、継続して実施する。令和8年度から交付金評価が○になる予定。
イ	次の施策分野ごとに事業の効果を検証するための評価指標を定めている						
	① 介護予防・生活支援サービス	○	A	○	A	参加人数や実施回数の指標を介護保険事業計画に定めているため。	引き続き、継続して実施する。
	② 一般介護予防事業	○	A	○	A	計画に計画値を設定し、毎年度実績値との比較を行っているため。	引き続き、継続して実施する。
	③ 認知症総合支援	×	A	×	A	毎年度、実績値との比較を行っているため。	引き続き、継続して実施する。令和8年度から交付金評価が○になる予定。
	④ 在宅医療・介護連携	×	A	×	A	毎年度、実績値との比較を行っているため。	引き続き、継続して実施する。令和8年度から交付金評価が○になる予定。
ウ	イの指標に対する実績等を踏まえ、毎年度、次の施策分野ごとに課題の分析、改善・見直し等を行っている						
	① 介護予防・生活支援サービス	○	A	○	A	実績値の把握だけでなく、事業ごとに分析・改善・見直しを図っている。	引き続き、継続して実施する。
	② 一般介護予防事業	○	A	○	A	実績値の把握だけでなく、事業ごとに分析・改善・見直しを図っている。	引き続き、継続して実施する。
	③ 認知症総合支援	×	A	×	A	実績値の把握だけでなく、事業ごとに分析・改善・見直しを図っている。	引き続き、継続して実施する。令和8年度から交付金評価が○になる予定。
	④ 在宅医療・介護連携	×	A	×	A	実績値の把握だけでなく、事業ごとに分析・改善・見直しを図っている。	引き続き、継続して実施する。令和8年度から交付金評価が○になる予定。
エ	次の施策分野ごとにイの指標の達成状況を含む取組の成果を公表している						
	① 介護予防・生活支援サービス	○	A	○	A	町のHPで公表している。	引き続き、継続して実施する。
	② 一般介護予防事業	○	A	○	A	町のHPで公表している。	引き続き、継続して実施する。
	③ 認知症総合支援	×	A	×	D	町のHPで公表している。	引き続き、継続して実施する。令和8年度から交付金評価が○になる予定。
	④ 在宅医療・介護連携	×	A	×	D	町のHPで公表している。	引き続き、継続して実施する。令和8年度から交付金評価が○になる予定。

【解説】

【評価】A：計画どおり、B：おおむね計画どおり、C：あまり進んでいない、D：まったく進んでいない

### 自立支援・重度化防止とは？

介護保険法第5条4では被保険者が住み慣れた地域で日常生活を送れるように、要介護状態への予防や悪化の防止に地方公共団体が努めなければならないとあります。

そこで、R6の法改正ではリハビリテーション・口腔・栄養の関係職種が情報を一体的に共有することの重要性やLIFEの活用などが盛り込まれています。

### LIFEとは？

介護施設・事業所で提供されるケアの質の向上を目的に設計されたシステムで、ケアプランや利用者の状態などのデータを集めることで、全国のデータに基づいてフィードバックを行うとともに、職

スマホ講座



いきいき健康体操教室



区分	強化推進交付金						
目標	1 持続可能な地域のあるべき姿をにがたにする						
取組指標	4 保険者機能強化推進交付金等に係る評価結果を関係者間で共有し、自立支援、重度化防止等に関する施策の遂行に活用しているか。						
評価指標		R7 交付金 評価	R7 評価	R6 交付金 評価	R6 評価	現状及び課題（評価の理由）	次年度の方向性
ア	年に1回以上、評価結果を庁内の関係者間で説明・共有する場がある	○	A	○	A	令和8年3月に「松伏町介護保険等運営協議会」で令和7年度の事業評価結果の説明を行う予定。なお、「松伏町介護保険等運営協議会」は医療・介護・町民で構成している組織である。	令和8年度は介護保険事業計画策定の年であり、年5回ほどの会議を開催する予定。
イ	アの場には、庁内のみならず、外部の関係者が参画している	○	A	○	A	「松伏町介護保険等運営協議会」には、被保険者代表や医療・介護従事者、地域包括支援センターなどが参画している。	今年度同様、被保険者代表や医療・介護従事者、地域包括支援センターなどに参画していただく予定。
ウ	アの場における意見を、施策の改善・見直し等に活用している	○	A	○	A	各委員からの意見聴取を行い今後の事業展開への改善・見直しを行っている。	引き続き、継続して実施予定。
エ	市町村において全ての評価結果を公表している	○	A	○	A	令和8年3月末に評価結果を町ホームページで公表する予定。	令和9年3月末に評価結果を町ホームページで公表する予定。

【解説】

【評価】 A：計画どおり、B：おおむね計画どおり、C：あまり進んでいない、D：まったく進んでいない

令和 7 年 8 月 25 日

松伏町介護保険等運営協議会  
委員 各位

松伏町介護保険等運営協議会  
会長 草場 亮輔

松伏町介護保険等運営協議会の開催について（通知）

当町の介護保険制度運営については、日ごろ格別の御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、介護保険等運営協議会を下記のとおり開催します。

ついては、お忙しいところ恐縮ですが、御出席くださるようお願いいたします。

なお、お手数ですが、欠席の場合は事前に御連絡ください。

記

1 日 時 令和7年9月29日（月）午後1時30分から午後3時まで

2 場 所 松伏町防災備蓄センター2階会議室

3 議 題

（1）松伏町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画の分析・評価について（令和7年度）

（2）令和7年度保険者機能強化推進交付金及び介護保険者努力支援交付金の評価指標、取り組みについて

4 連絡事項

（1）地域密着型サービスの新規指定及び指定更新について（報告）

（2）松伏町南部・北部地域包括支援センターの取り組み状況について

（3）松伏町高齢者福祉計画及び第10期介護保険事業計画策定支援業務委託の実施について

お問い合わせ先  
いきいき福祉課 地域支援担当 大川・岡野  
電 話 048-991-1882  
介護保険担当 石川・坂巻  
電 話 048-991-1886

[Foreign language](#)

トップページ
くらし
福祉・子育て
施設案内
まちづくり
町政情報

現在のページ [トップページ](#) > [福祉・子育て](#) > [福祉](#) > [介護保険・高齢者福祉](#) > [高齢者福祉について](#)

登録: 2025年 5月 8日

「松伏町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」及び「インセンティブ交付金に関する事業の取組」の公表について

---

「松伏町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」及び「インセンティブ交付金に関する事業の取組」について令和6年度分の事業評価・分析を行いましたので、別添のとおり公表いたします。

**ダウンロード**

[評価シート\(841KB\)\(PDF文書\)](#)

[地域分析検討シート\(204KB\)\(PDF文書\)](#)

添付資料を見るためにはビューワソフトが必要な場合があります。詳しくはビューワー一覧をご覧ください。（別ウィンドウで開きます。）

---

**いきいき福祉課 地域支援担当 お問い合わせ**

電話番号 048-991-1882  
FAX 048-991-3600



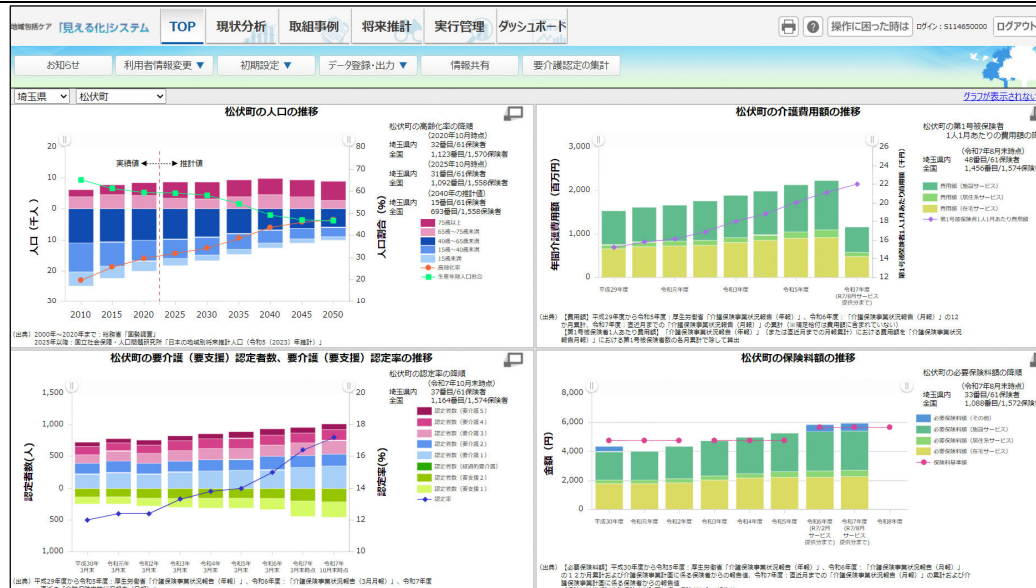
区分	強化推進交付金						
目標	2 公正・公平な給付を行う体制を構築する						
取組指標	1 介護給付費の適正化に向けた方を策定しているか。						
評価指標		R7 交付金 評価	R7 評価	R6 交付金 評価	R6 評価	現状及び課題（評価の理由）	次年度の方向性
ア	地域のサービス資源や給付費等の動向を把握し、他の地域とも比較・分析の上、介護給付費の適正化方を策定している	○	A	○	A	第9期計画にて、見える化システムによる分析を行い、県や国保連から情報を得て、介護給付費の適正化を図る。	今年度と同様
イ	介護給付費の適正化方策に基づく取組の効果を検証するための評価指標を定めている	○	A	○	A	第9期計画にて、介護給付適正化事業（主要3事業）の目標設定を定めている。	今年度と同様
ウ	イの指標に対する実績等を踏まえ、毎年度、取組の課題の分析、改善・見直し等を行っている	○	A	○	A	町介護保険等運営協議会において、各委員からの意見聴取を行い今後の事業展開への改善・見直しを行った。	今年度と同様
エ	イの指標の達成状況を含む取組の成果を公表している	○	A	○	A	令和6年度中に町の評価について町HPで公表するため。	今年度と同様

【解説】

【評価】 A：計画どおり、B：おおむね計画どおり、C：あまり進んでいない、D：まったく進んでいない

### 介護給付費の適正化について

介護給付の適正化とは、介護サービスを必要とする利用者を適切に認定し、適切なケアマネジメントにより利用者が真に必要とするサービスを見極めた上で、事業者がサービスを適切に提供するように促すことです。適切なサービスを提供した結果、費用の効率化を図ることができ、持続可能な介護保険制度が可能となります。



## 松伏町 まつぶし

みんなの笑顔を未来へつなぐ  
緑あふれるまちまつぶし

Foreign language

検索

トップページ
暮らし
福祉・子育て
施設案内
まちづくり
町政情報

現在のページ [トップページ](#) > [福祉・子育て](#) > [福祉](#) > [介護保険・高齢者福祉](#) > [高齢者福祉について](#)

登録：2025年 5月 8日

### 「松伏町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」及び「インセンティブ交付金に関する事業の取組」の公表について

「松伏町高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画」及び「インセンティブ交付金に関する事業の取組」について令和6年度分の事業評価・分析を行いましたので、別添のとおり公表いたします。

**ダウンロード**

[評価シート\(841KB\)\(PDF文書\)](#)

[地域分析検討シート\(204KB\)\(PDF文書\)](#)

添付資料を見るためにはビューソフトが必要な場合があります。詳しくはビューワー一覧をご覧ください。(別ウィンドウで開きます。)

### 3 任意事業

任意事業については、介護給付適正化事業、成年後見制度利用支援事業、高齢者等配食サービス事業等を実施します。

#### (1) 介護給付適正化事業

介護給付の適正化のため、要介護認定の適正化、ケアプラン等の点検及び医療情報との突合・縦覧点検の給付適正化主要3事業を実施します。

主要3事業における目標設定を行い、埼玉県と連携し介護給付の適正化に向けた取組を推進します。

##### ① 要介護認定の適正化

要介護認定に係る認定調査の内容について、点検等を実施します。一次判定から二次判定の軽重度変更率の地域差及び合議体間の差等について分析を行います。また、認定調査項目別の選択状況について分析し、要介護認定調査の平準化に向けた取組を実施します。

##### ② ケアプラン等の点検

ケアプランの記載内容について、事業所への訪問調査等により点検及び指導を行います。また、住宅改修や福祉用具に係る支給の必要性と妥当性をより正確に判断するため、書類審査をし、疑義が生じた場合は、ケアマネジャーや施工業者に聞き取り調査を行い、必要に応じてケアプランの点検や現場確認を行います。

##### ③ 医療情報との突合・縦覧点検

国連連合会から提供される情報を活用し、医療と介護保険の給付請求情報の突合やサービスの整合性について点検を行います。また、複数月にわたる介護報酬の支払状況を縦覧点検することで、給付の適正化につなげていきます。

#### ■ 介護給付適正化事業（主要3事業）の目標設定

区分	年度	実績値（令和5は見込）			計画値		
		令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
① 要介護認定の適正化		全件	全件	全件	全件	全件	全件
② ケアプラン点検		全事業所	全事業所	全事業所	全事業所	全事業所	全事業所
③ 縦覧点検・医療情報との突合		適宜	適宜	適宜	適宜	適宜	適宜

区分	強化推進交付金					
目標	2 公正・公平な給付を行う体制を構築する					
取組指標	2 介護給付費適正化事業を効果的に実施しているか。					
評価指標	R7 交付金 評価	R7 評価	R6 交付金 評価	R6 評価	現状及び課題（評価の理由）	次年度の方向性
ア	介護給付費適正化事業のうち、いくつを実施しているか					
①	○	A	○	A	要介護認定申請から認定までに至る日数や審査会の合議体ごとに1案件に係る所要時間を計測し、手順を見直すことでできる限り認定に係る日数を30日以内抑えられるよう方策を検討している。	今年度と同じ
②	○	A	○	A	令和6年度は9つの居宅介護支援事業所のケアプランを点検	居宅介護支援事業所に加え、地域包括支援センターも含める
③	○	A	○	A	国民健康保険連合会に委託し、毎月突合している	今年度と同じ
イ	縦覧点検10帳票のうち、効果が高いと期待される4帳票をいくつ点検しているか					
①	○	A	○	A	定期的に出力し、確認している	今年度と同じ
②	○	A	○	A	定期的に出力し、確認している	今年度と同じ
③	○	A	○	A	定期的に出力し、確認している	今年度と同じ
④	×	A	○	A	実際は○であるが、誤って×で県に報告した。令和6年度途中からこの帳票の点検も含めた。	今年度と同様、この帳票も点検する
ウ	×	A	○	A	実際は○であるが、誤って×と県に報告した。サービス付き高齢者向け住宅の入居者のケアプランについても点検することができた。	今年度と同様、サービス付き高齢者向け住宅の入居者のケアプラン点検をする予定
エ	×	D	×	D	専門職がないため点検ができていない	有資格者（地域包括支援センター職員等）に点検をお願いできないか検討
オ	×	D	×	D	専門職がないため点検ができていない	有資格者（地域包括支援センター職員等）に点検をお願いできないか検討

【解説】

【評価】 A：計画どおり、B：おおむね計画どおり、C：あまり進んでいない、D：まったく進んでいない

### 介護給付費適正化事業とは？

**要介護認定の適正化**・・・介護保険制度は医療保険と異なり、サービスの利用に要介護認定を受ける必要があり、保険給付は要介護度に応じた金額となっています。利用者の要介護認定を適切に設定することで、適切なサービスへとつなげます。要介護認定には計7段階あり、程度の小さいものから順に要支援（1・2）、要介護（1～5）となっています。

**ケアプラン等の点検**・・・ケアプランは利用者やその家族の状況を踏まえ、介護サービスの内容や金額等を示した計画書になります。より適切なケアプランになっているか点検を行います。

**縦覧点検・医療情報の突合**・・・医療保険と介護保険の給付情報を突合させ、確認することで、提供されたサービスの整合性を確認します。

## 1 要介護認定の適正化

### 2 ケアプラン点検 専門のケアプラン点検業者に業務委託

#### (1) 点検対象

基本的には国民健康保険連合会から提供される「認定調査状況と利用サービス不一致一覧表」と「支給限度額一定割合超一覧表」の2つの帳票をもとにケアプランの点検をしたい利用者を抽出。居宅介護支援事業所に対象のケアプランの提供をいただき、契約締結をしたケアプラン点検の委託業者に点検を依頼している。

ア 町内居宅介護支援事業所… 8件

イ サービス付き高齢者向け住宅に入居している被保険者を担当している居宅介護支援事業所… 1件

#### (2) 点検結果

委託業者からの指摘事項等は、各居宅介護支援事業所の管理者に向けて報告しており、今後のケアプラン作成のために活用していただく。

### 3 縦覧点検・医療情報の突合

埼玉県国民健康保険連合会に委託しているため、「○」と評価

区分	強化推進交付金						
目標	3 介護人材の確保その他のサービス提供基盤の整備を推進する						
取組指標	1 地域における介護人材の確保・定着のため、都道府県等と連携しつつ、必要な取組を実施しているか。						
	評価指標	R7 交付金 評価	R7 評価	R6 交付金 評価	R6 評価	現状及び課題（評価の理由）	次年度の方向性
ア	地域における介護人材の現状や課題を把握し、これを都道府県や関係団体と共有している	○	A	○	A	令和7年11月21日に埼玉県主催で開催された「令和7年度介護人材確保対策市町村連絡会議」で介護職員数や離職率、県内自治体の介護人材確保支援事業事例などを共有している。	今年度同様、引き続き実施する。
イ	都道府県や関係団体の取組と協働した取組を行っている	○	A	○	A	埼玉県地域包括ケア課が実施しているポータルサイト「SAITAMA KAIGO NEXT」の普及啓発（チラシの窓口配架やホームページで紹介等）や埼玉県介護人材確保総合推進事業事務局（株式会社バソナライフケア）主催の介護のお仕事就職・個別相談会の開催を行った。	今年度同様、引き続き実施する。
ウ	市町村としての独自事業を実施している	○	A	○	A	基礎研修及び入門的研修、就職に対する個別相談会、マッチング支援を実施し介護人材の確保に努めた。	今年度同様、引き続き実施する予定だが、就労実績がないため就労者1名を目指す。
エ	イ又はウの取組の成果を公表している	○	A	○	A	町ホームページで公表している。	今年度同様、引き続き実施する。
オ	地域における介護人材の将来的な必要数の推計を行い、これを公表している	○	D	×	D	地域における介護人材の将来的な必要数の推計ができていない。	介護人材の将来的な必要数の推計方法が把握できていないので推計方法について調査する。

【解説】

【評価】 A：計画どおり、B：おおむね計画どおり、C：あまり進んでいない、D：まったく進んでいない



個別での就労支援有り！

# 介護に関する！ 入門的研修

参加費 無料

定員 20名

これまで介護とのかかわりがなかった方、未経験の方、介護のお仕事に興味を持っている方が介護に関する基本的な知識や技術を5日間で学べる研修です。また、ご希望者には就職支援も行います。

（田園ホール・エローラ）  
研修会場 松伏町中央公民館 201・202 会議室 9:30~16:30

研修日程 令和7年 11月19日(水) 20日(木) 21日(金) 26日(水) 27日(木)

1日目 11/19(水) ・オリエンテーション ・身体の使い方 ・介護を支える制度 ・介護予防とは 他	2日目 11/20(木) ・その人らしさと支援 ・老化による心と身体の変化 ・家族への支援 他	3日目 11/21(金) ・介護助手のおしごと ・車いすの操作 ・コミュニケーション ・介護従事者マネージャー	4日目 11/26(水) ・認知症を知る ・症状や心理、早期発見 他	5日目 11/27(木) ・障害を知る ・安全な介護 ・修了式 他
---	--	---	--	--

研修終了後は修了証が発行されます。

※研修の後、就業支援の時間を設けております。カリキュラム内容は一部変更する可能性があります。

申し込み 問合せ先 株式会社シグマスタッフ 埼玉支社 (受託事業者)  
【住所】さいたま市大宮区榑木町1-9-1 三谷ビル  
【受付時間】9:30~17:00(土日祝除く)  
TEL: 048-871-9931

主催：松伏町  
【担当】いきいき福祉課

お申込み、詳細は裏面へ

## 受講申込書

受講対象者

- ・介護のお仕事に興味のある方
- ・松伏町の介護事業所で就労を検討されている方
- ・5日間の研修に全日参加できる方

研修会場

（田園ホール・エローラ）  
松伏中央公民館 201・202 会議室  
埼玉県北葛飾郡松伏町ゆめみ野東 3-14-6  
東武スカイツリーライン「北越谷駅東口」、JR 武蔵野線「吉川駅北口」よりバス「中央公民館」下車徒歩1分

費用 無料 定員 20名 持ち物 筆記用具、昼食、飲み物

研修日程 令和7年11月 19日 | 20日 | 21日 | 26日 | 27日

研修時間 9:30~16:30 (昼食休憩60分、適宜5~10分程度の休憩含む)

申込方法 ①お電話(048-871-9931) ②右記二次元コードからWEB申込  
③下記枠内に必要事項を記入し町役場いきいき福祉課窓口へ提出

申込期間 令和7年度 10月1日(水)~10月31日(金)  
※申込みの状況により申込期間を延長する場合がございます。シグマスタッフまでお電話にてお問い合わせください。

ふりがな	生年月日
氏名	昭和 平成 年 月 日
電話番号	
住所	
この研修をどこで知りましたか？ 広報・チラシ・ポスター（見た場所） ・ その他（ ）	

【申込み・問合せ先】 株式会社シグマスタッフ 埼玉支社 (受託事業者)  
〒330-0854 さいたま市大宮区榑木町1-9-1 三谷ビル7F  
TEL: 048-871-9931 受付時間：9:30~17:00(土日祝除く)

主催：松伏町  
【担当】いきいき福祉課

(資料一部抜粋)

ア 令和7年度介護人材確保対策市町村連絡会議（埼玉県主催）

埼玉県主催でオンライン実施。

日時：令和7年11月21日（金）

14時00分から15時15分



イ 埼玉県介護人材確保総合推進事業（県から受託運営会社：株式会社パソナライフケア）

介護のお仕事就職・個別相談会

介護の仕事に興味を持っている方や就職希望者を対象に、就職相談会を実施。越谷市・吉川市・松伏町の2市1町で合同開催。

第1回 令和7年7月4日（金）13時30分から15時30分まで

越谷市中央市民会館5階2・3会議室

第2回 令和8年2月28日（土）13：30～15：30

越谷市中央市民会館5階第2・3会議室

ウ 松伏町介護人材確保支援事業

目的：介護人材確保を支援するため、研修や介護職場の魅力発信、介護施設等とのマッチング支援を行い、就労促進や早期離職の防止を目指す。

委託業者：株式会社シグマスタッフ埼玉支店

契約期間：令和7年5月19日から令和8年3月31日まで

実績：①普及啓発活動

研修チラシの配布（役場窓口、公共施設、銀行・郵便局、医療・介護施設、近隣駅、新聞折り込み等）

②介護に関する入門的研修

日時：令和7年19日、20日、21日、26日、27日 いずれも9時30分から16時30分

会場：松伏町中央公民館201・202会議室

受講（修了）者数：9名

③個別相談会

上記の研修中に個別に相談会を実施し、就労に対する意向や相談を受けた。

④マッチング支援

研修終了後、委託業者から個別に聞き取りや就労支援を実施している。

区分	強化推進交付金						
目標	3 介護人材の確保その他のサービス提供基盤の整備を推進する						
取組指標	2 地域におけるサービス提供体制の確保や、自立支援・重度化防止、介護人材確保に関する施策等の推進に当たって、庁内・庁外における関係者との連携体制が確保されているか。						
	評価指標	R7 交付金 評価	R7 評価	R6 交付金 評価	R6 評価	現状及び課題（評価の理由）	次年度の方向性
ア	介護・福祉関係部局や医療、住まい、就労関係部局など、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた庁内の連携を確保するための場又は規程がある	○	A	○	A	庁内連携について規程の制定はしていないが、町の組織規模が小さいため、他の担当も含めた調整は通常業務の一環として行っている。	今年度同様、引き続き実施する。
イ	都道府県や事業者、関係団体、専門職等外部の関係者との連携を確保するための場がある	○	A	○	A	介護人材確保は、埼玉県・ハローワーク越谷・町環境経済課・町教育委員会・町商工会。自立支援・重度化予防などの案件については、埼玉県・介護事業所・ケアマネジャー・地域包括支援センター・社会福祉協議会・理学療法士。	今年度同様、引き続き実施する。
ウ	ア及びイの連携体制を、次の施策分野ごとの取組に活用している						
	① 介護予防・生活支援サービス	○	A	○	A	地域包括支援センター・社会福祉協議会・理学療法士と連携	今年度同様、引き続き実施する。
	② 一般介護予防事業	○	A	○	A	地域包括支援センター・社会福祉協議会・理学療法士と連携	今年度同様、引き続き実施する。
	③ 認知症総合支援	○	A	○	A	埼玉県・介護事業所・ケアマネジャー・地域包括支援センター・社会福祉協議会と連携	今年度同様、引き続き実施する。
	④ 在宅医療・介護連携	○	A	○	A	吉川松伏医師会・医師会管内の医療機関・介護機関・地域包括支援センター・国民健康保険担当・後期高齢者医療担当と連携	今年度同様、引き続き実施する。
	⑤ 介護人材確保等	○	A	○	A	町環境経済課・町教育委員会・町商工会・ハローワークと連携	今年度同様、引き続き実施する。
エ	ア及びイによる連携体制を活用し、高齢者の住まいの確保と生活の一体的支援に関する取組を実施している	○	A	○	A	高齢者の住まいの確保についての支援策の情報を埼玉県・町新市街地整備課と共同で提供しているため	今年度同様、引き続き実施する。
オ	ア及びイによる連携体制を、重層的支援体制整備事業の実施や地域の誰もが参画できる場づくりなど、介護保険事業に留まらない地域づくりに活用している	○	A	○	A	庁内規模が小さいため、案件に対して必要となる担当との連携を実施しているため、重層的支援体制と同様の対応をすでに実施しているため。（介護・地域支援・障がい・社会福祉・子育て・教育等）	今年度同様、引き続き実施する。

【解説】

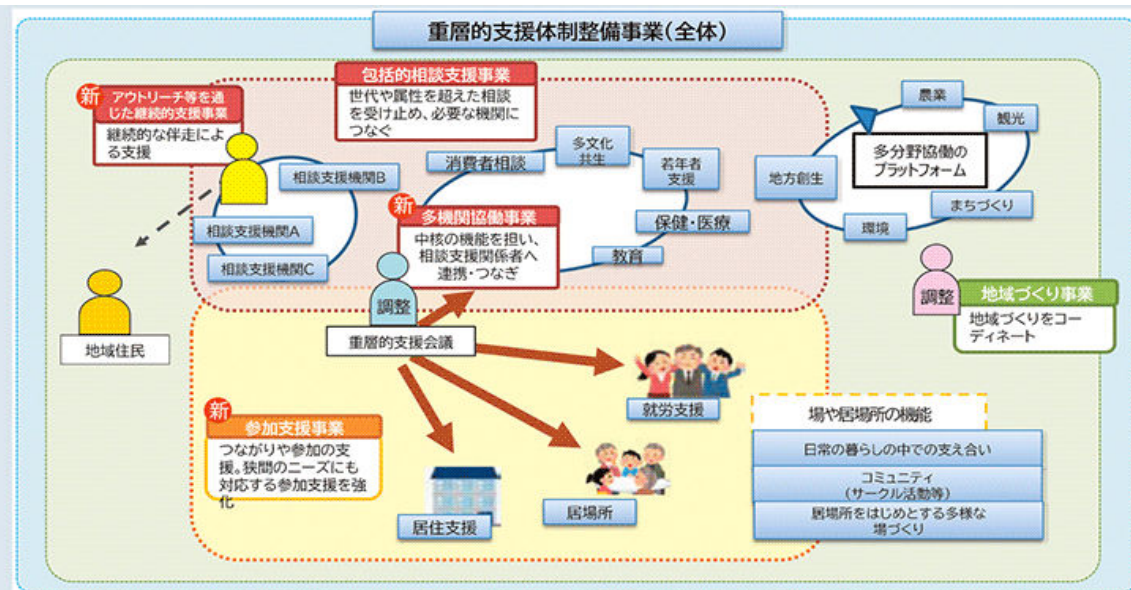
【評価】 A：計画どおり、B：おおむね計画どおり、C：あまり進んでいない、D：まったく進んでいない

### 重層的支援体制整備事業とは？

「高齢者」、「障がい者」、「子ども」といった従来の福祉の枠組みの狭間にあり、支援制度が届かなかった方に支援を行うため新しい事業です。

以下の5つの事業で構成されます。

- ・ 包括的相談支援事業
- ・ 参加支援事業
- ・ 地域づくり事業
- ・ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
- ・ 多機関協働事業



資料：厚生労働省社会・援護局作成



区分	努力支援交付金						
目標	1 介護予防／日常生活支援を推進する						
取組指標	1 介護予防・生活支援サービス・一般介護予防事業の実施に当たって、データを活用して課題の把握を行っているか。						
評価指標		R7 交付金 評価	R7 評価	R6 交付金 評価	R6 評価	現状及び課題（評価の理由）	次年度の方向性
ア	介護予防のケアプランや要介護認定の調査票等を確認している	×	A	×	D	地域包括支援センターのケアプランも確認している。	令和7年度より予防支援事業所も対象とした。
イ	KDBや見える化システム等既存のデータベースやシステムを活用している	×	A	×	D	町の医療費や介護費、認定者数、取り組み課題などを把握するためにKDBシステムを活用している。	令和8年度より交付金評価が○になる予定。
ウ	毎年度、ア又はイのデータを活用して課題の分析を行っている	×	A	×	D	課題の分析結果を庁内連携会議で情報共有している。	令和8年度より交付金評価が○になる予定。
エ	データに基づく課題分析等の結果を施策の改善・見直し等に活用している	×	D	×	D	ウを実施していない。	実施予定なし。

【解説】 【評価】 A：計画どおり、B：おおむね計画どおり、C：あまり進んでいない、D：まったく進んでいない

### KDBとは？

国保データベースの略で、KDBは「健診・保健指導情報」、「医療情報」、「介護情報」を活用して、地域の健康課題や個人に効果的な保険事業の実施を促します。



区分	努力支援交付金						
目標	1 介護予防/日常生活支援を推進する						
取組指標	2 通いの場やボランティア活動その他の介護予防に資する取組の推進を図るため、アウトリーチ等の取組を実施しているか。						
	評価指標	R7 交付金 評価	R7 評価	R6 交付金 評価	R6 評価	現状及び課題（評価の理由）	次年度の方向性
ア	通いの場への参加促進を図るための課題を把握・分析している	○	A	○	A	地域包括支援センターが各種調査で自宅に伺った際に、外出機会が少なく通いの場や介護予防事業の参加が必要と判断した場合に、周知や参加要請等を行っている。	今年度同様、引き続き実施する。
イ	通いの場に参加していない者の健康状態や生活状況、医療や介護サービスの利用状況等を定量的に把握し、データとして整理している	○	A	○	A	町の保健師がハイリスク該当者に対して、アプローチを図っている。	今年度同様、引き続き実施する。
ウ	通いの場を含む介護予防に資する取組に対して、次のような具体的なアプローチを行っている						
	① 通いの場に参加していない者の居宅等へのアウトリーチに関する取組	○	A	○	A	地域包括支援センターや地域のご近所さん体操サポーターが通いの場への参加要請を行っている。	今年度同様、引き続き実施する。
	② 医療機関等が通いの場等への参加を促す仕組みの構築	○	A	○	A	町内医療機関にご近所さん体操を紹介するチラシを窓口に配架し参加を促している。	今年度同様、引き続き実施する。
	③ 介護予防に資する取組やボランティアへの参加に対するポイント付与の実施	○	A	○	A	介護予防事業に参加した際に、「マップー・健幸・マイレージ」のポイント付与を行っている。	今年度同様、引き続き実施する。
	④ ③のポイント事業参加者の健康状態等のデータベース化	×	D	×	D	保健センターや後期高齢者医療担当とデータベース化に向けて協議したが、マンパワー不足のためデータベース化ができなかった。	実施予定なし。
エ	データに基づく課題分析等の結果を施策の改善・見直し等に活用している	○	A	×	C	ご近所さん体操や一体化の体力測定会での結果を参考に、理学療法士とともに測定内容の見直しを図っている。	今年度同様、引き続き実施する。

【解説】

【評価】 A：計画どおり、B：おおむね計画どおり、C：あまり進んでいない、D：まったく進んでいない

### 通いの場とは？

高齢者が年齢や心身の状態によらず、誰でも参加でき、体操や会食といった活動を行う場です。交流を通じて、心身の健康づくりにつながり、介

### アウトリーチとは？

相談を受けるとい受動的な姿勢ではなく、積極的に対象者に働きかけること。対象者の把握から支援を必要としている人に必要なサービスや情報などを届けること。

令和7年度版 ポイントを貯めて”お得に”健康づくり♪

マップー・健幸・マイレージ

令和7年5/1(木) 事業開始

●ポイント付与期間  
令和7年5月1日(木)～令和8年1月31日(土)まで

●ポイントの交換・利用可能期間  
令和8年2月2日(月)～令和8年3月31日(火)まで

<参加から特産品等の購入までの流れ>

Step1 各事業※1の窓口でポイントカードを入手  
Step2 対象事業に参加してポイントを貯める  
Step3 3ポイント以上貯まったら保健センターで認定※2(数に限りがあります)  
Step4 町の地産品・推奨特産品を購入する※3

◆...令和7年5月1日～令和8年1月31日...◆ ◆...令和8年2月2日～令和8年3月31日...◆

※1 事業開始前(4月1日～4月30日)に参加(申込)した事業もポイント付与の対象となります。  
※2 認定されたポイントカードが金額相当分になりますので裏面の利用可能店舗でご利用ください。  
※3 ご利用時は必ず保健センターで認定されたポイントカードを提出してください。

●各事業ポイント付与及び相談先一覧

受診	参加
特定健康診査 住居ほけ人課(健康増進課) 991-1808	気楽に遊び体 B&G海洋センター 992-1291
後期高齢者健康診査 住居ほけ人課(健康増進課) 991-1804	気軽にノルディックウォーキング 保健センター 992-3170
人間ドック 住居ほけ人課(健康増進課) 991-1804	運動教室 保健センター 992-3170
健康診断(社保・生保) 保健センター 992-3170	糖尿病予防教室 保健センター 992-3170
がん検診 保健センター 992-3170	生活習慣病予防教室 保健センター 992-3170
歯周病検診(歯科健診) 保健センター 992-3170	食育料理教室 保健センター 992-3170
	幼児食ばくばく教室 保健センター 992-3170
	ゲートキーパー養成講座 保健センター 992-3170
体力測定 ※要3回参加 住居ほけ人課(健康増進課) 991-1804	
ご近所さん体操 いきいき情報課 991-1802	イベント
いきいき健康体操教室 いきいき情報課 991-1802	マップー栄養DAY 保健センター 992-3170
音楽健康クラブ いきいき情報課 991-1802	揃沢ウォーキング B&G海洋センター 992-1291
健康大学 いきいき情報課 991-1802	
スマホ講座 いきいき情報課 991-1802	参加登録
男性のための健康体操教室 いきいき情報課 991-1802	コバトンALKO(あるこう)マイレージ 保健センター 992-3170

## ご近所さん体操を対象としたポピュレーションアプローチ



## 医療機関配布チラシ

～松伏町役場からのお知らせ～

会場が増えています！

### 「ご近所さん体操」

より身近な場所で健康を手に入れましょう！

【対象】 松伏町在住の65歳以上の方  
【内容】 手首や足首に重りを巻き、ゆっくり動かす簡単な筋力トレーニングです。会場ごとに異なりますが、概ね週1回集まり、楽しく過ごします。  
【活動場所】 町内公共施設や自治会館、参加者のご自宅 等  
「マップ・健幸・マイルージ」対象事業です。

**松伏町社会福祉協議会** ☎ 048-991-2700  
または **いきいき福祉課 地域支援担当** ☎ 048-991-1882

---

### 松伏町ご近所さん体操マップ

令和7年6月末現在

筋力アップ！  
いつまでも健康で若々しくいたいわね。

① 松伏町社会福祉協議会 大川戸2-20-18番地  
② 松伏町センター 長沼1-7-4番地  
③ 松伏町トレーニングセンター 長沼6-7-4番地  
④ 松伏町地域福祉支援センター 071-8015  
⑤ まつぼし様の公民館 大川戸2-20-18番地  
⑥ 松伏町公民館 大川戸2-20-18番地  
⑦ 大川戸中央自治会館 大川戸2-20-9番地  
⑧ みどり自治会館 大川戸2-4番地  
⑨ プラザさん（購入所） 長沼3-7-5番地  
⑩ 金部みずくみ自治会集会所 合計1157番地  
⑪ 松伏町いもいも福祉課（地域支援担当） 0991-1095  
⑫ 松伏第二集会所 松伏5-1-2番地  
⑬ 天神自治会集会所 長沼1-4-4番地91  
⑭ 松伏町公民館 田中一丁目2番地14  
⑮ 松伏（扶杖会館） 前中三丁目1-9番地4  
⑯ 松伏のり野集会所 幸のめ野1丁目1-5番地  
⑰ 松伏集会所 松伏3-4-7番地  
⑱ ハーモニー（外野野集会所） 幸のめ野3丁目4番地1  
⑲ 三野集会所 松伏2-2-9番地  
⑳ 松伏第二中学校 長沼2-7-4番地  
㉑ 多摩代児童学習館ロビー 上条1-2-5番地  
㉒ 松伏町センター 上条9-9-8番地  
㉓ 松伏町地域福祉支援センター 0992-2468

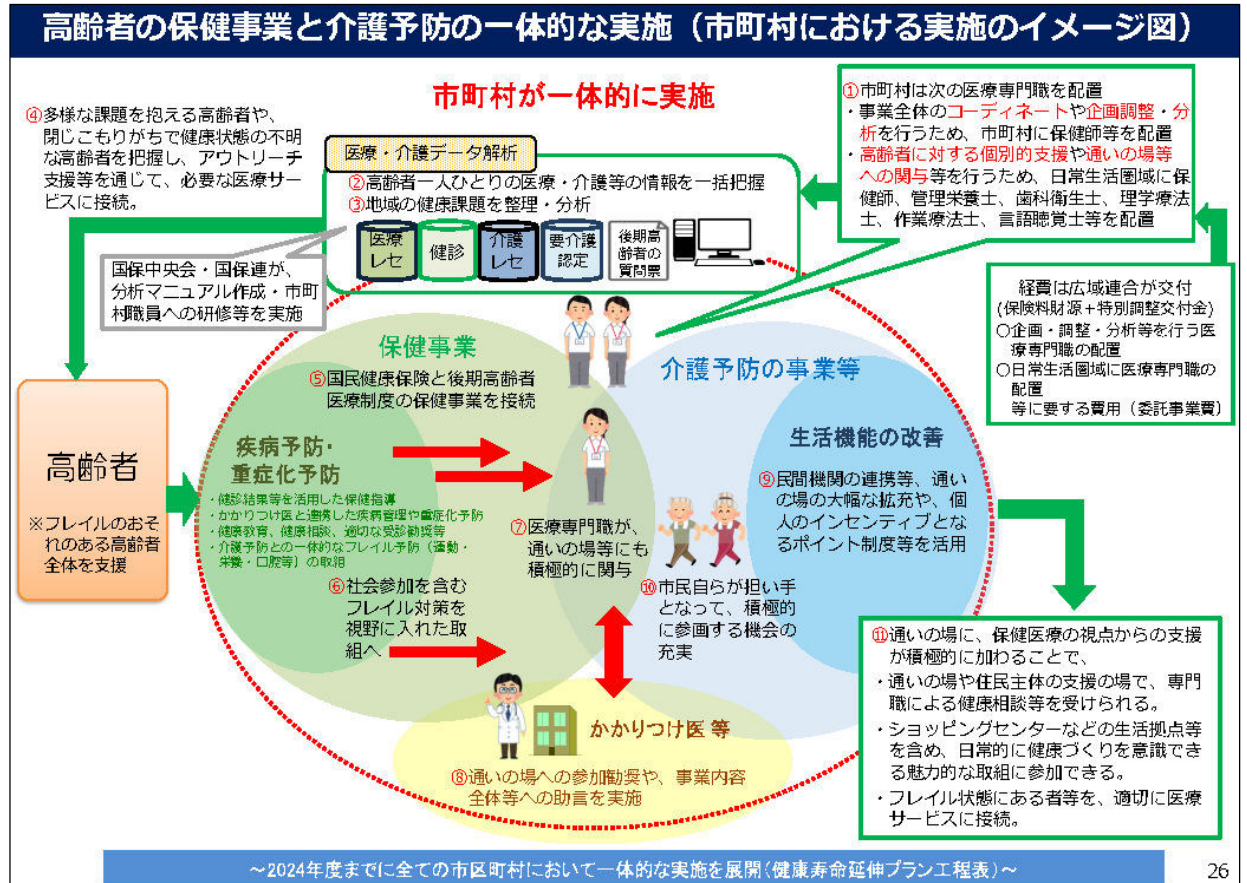
区分	努力支援交付金					
目標	1 介護予防／日常生活支援を推進する					
取組指標	3 介護予防等と保健事業を一体的に実施しているか。					
評価指標	R7 交付金 評価	R7 評価	R6 交付金 評価	R6 評価	現状及び課題（評価の理由）	次年度の方向性
ア	○	A	○	A	通いの場（ご近所さん体操）において、「栄養講座」及び「口腔機能改善講座」を行い、栄養指導や口腔ケアを実施している。	引き続き、実施予定
イ	○	A	○	A	体力測定を実施し、フレイルの疑いがある方に対して医療機関の受診勧奨を促している。	引き続き、実施予定
ウ	○	A	○	A	町の特定保健指導時に、介護予防事業等を周知している。また、庁内連携会議を活用しパンフレットを作成し通いの場や医療機関で普及啓発を図っている。	引き続き、実施予定
エ	○	A	○	A	高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る庁内連携会議において、一体的実施の成果を分析し関係課に共有している。また、今後の課題への取組・見直しを図っている。	引き続き、実施予定

【解説】

【評価】 A：計画どおり、B：おおむね計画どおり、C：あまり進んでいない、D：まったく進んでいない

### 介護予防と保健事業の関わりについて

従来では介護予防と保健事業は別々に行われていましたが、一体的に実施することで、フレイル予防や生活機能の改善など、高齢者の自立した地域生活に相乗効果がみられるため、2020年に介護保険法などの法改正をとともに推進が図られました。



【解説】

ア 通いの場（ご近所さん体操）における栄養講座及び口腔機能改善講座

●栄養講座

令和7年10月から11月までの期間で通いの場合全24会場に管理栄養士を派遣し、「フレイル予防のための食事の取り方」をテーマに実施した。

参加者数：延べ315人

●口腔機能改善講座

令和8年1月から2月までの期間で通いの場合全24会場に歯科衛生士を派遣し、「かむ力と飲み込む力の強化法」をテーマに実施した。

参加者数：延べ311人

イ 通いの場における新規会場参加者を対象とした体力測定会

理学療法士が測定結果を分析し参加者にフィードバックしている。フレイルの疑いがある方に対して医療機関等の受診勧奨を実施。

高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施 体力測定会

高齢者一人一人が健康の保持・増進の意識を高め、疾病予防・フレイル予防を楽しく・元気にとりいれるきっかけづくりとする。

また、町の事業を知ってもらい、町事業への参加を促す機会とする。

対象者：65歳以上の松伏町民、すべての日程に参加できる方

実施日程：第1回 令和7年10月16日（木） 体力測定、町事業の各課紹介

第2回 令和7年10月28日（火） 講話：理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士

第3回 令和8年1月15日（木） 体力測定（評価）、各位連絡事項

※体力測定の内容は、握力・開眼片足立ち・5m最大歩行速度・30秒間立ち上がりテスト・Timed up & Go Test

参加者数：第1回 15名 第2回 13名 第3回 9名

ウ・エ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施における庁内連携会議

高齢者の健康づくり、疾病予防、重症化予防等に取り組み、健康長寿を目指し、連携強化を図るために実施している。

第1回 令和7年5月16日 第2回 令和7年9月30日 第3回 令和8年2月19日

関係部署：住民ほけん課国民健康保険担当・後期高齢者医療担当、いきいき福祉課地域支援担当、保健センター、南部・北部地域包括支援センター

（資料一部抜粋）

◆令和7年度 健康課題地域分析  
松伏町の現状

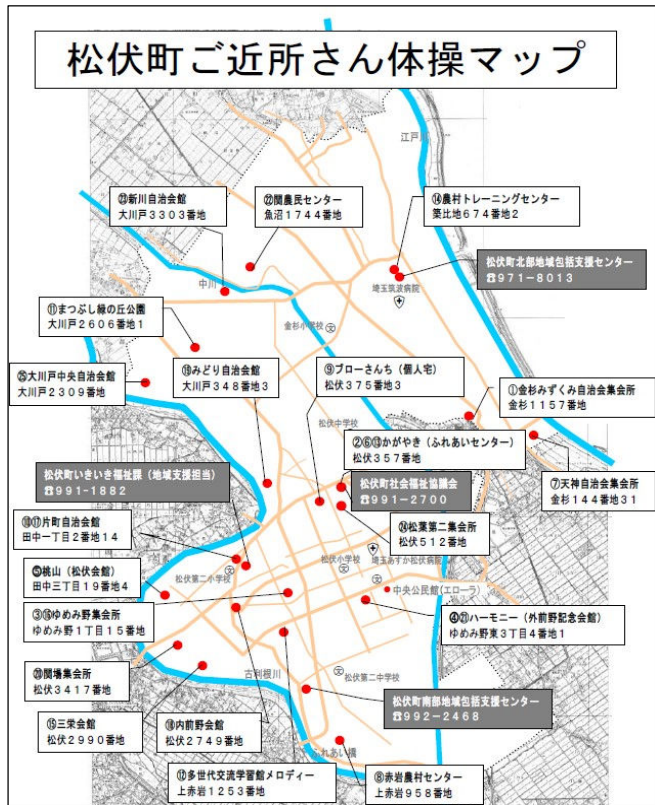
項目	数値
松伏町人口 (2024)	27,723人
高齢化率 (2024)	30.3%
65歳以上人口 (2024)	8,500人
合計特級出生率	0.9

◆令和7年度の活動にあり、6月に健康課題抽出のため地域分析を実施 (令和年度 健康課題の全数集約の数より)

項目	数値
認知症	812
心臓病	814
糖尿病	815
がん	816
脳卒中	817
腎臓病	818
慢性呼吸器疾患	819
肥満	820
低栄養	821
口腔機能低下	822
フレイル	823
認知機能低下	824
運動機能低下	825
栄養機能低下	826
社会参加低下	827
生活習慣病	828
生活習慣病予防	829
生活習慣病予防	830
生活習慣病予防	831
生活習慣病予防	832
生活習慣病予防	833
生活習慣病予防	834
生活習慣病予防	835
生活習慣病予防	836
生活習慣病予防	837
生活習慣病予防	838
生活習慣病予防	839
生活習慣病予防	840

◆令和5年度～  
課題1：重症化してから病院を受診  
課題2：心臓病による死亡が県全国と比較し、とても高い。  
課題3：超高齢社会へ（フレイル予防の取組の継続）

区分	努力支援交付金					
目標	1 介護予防/日常生活支援を推進する					
取組指標	4 通いの場の参加者の健康状態等の把握・分析により、介護予防・生活支援サービス・一般介護予防事業の内容等の検討を行っているか。					
評価指標	R7 交付金 評価	R7 評価	R6 交付金 評価	R6 評価	現状及び課題（評価の理由）	次年度の方向性
ア	○	A	○	A	体力測定を定期的に行い、参加者の健康状態を把握している。	令和8年度は介護予防等と保健事業の一体化事業と共同事業としてご近所さん体操参加者を対象に体力測定会を実施予定。
イ	○	A	○	A	理学療法士とともに体力測定結果を分析している。	前年同様、継続して実施する。
ウ	○	A	○	A	専門職（理学療法士、管理栄養士、歯科衛生士等）の意見を取り入れている。	前年同様、継続して実施する。
エ	○	A			参加者やサポーターからの意見・要望をご近所さん体操に取り入れている。	前年同様、継続して実施する。
オ	○	A	○	A	分析結果や参加者意見を参考に、令和7年度はご近所さん体操活動助成金を開始した。	前年同様、継続して実施する。
【解説】						【評価】 A：計画どおり、B：おおむね計画どおり、C：あまり進んでいない、D：まったく進んでいない



## 体力測定



## ご近所さん体操活動助成金

ご近所さん体操活動補助金交付申請書

年 月 日

松伏町長 宛て

申請者 (住所)  
(団体名)  
(代表者名)  
(電話)

下記のとおり、ご近所さん体操活動補助金の交付を申請いたします。

記

活 動 内 容	
活 動 場 所	
実 施 日	令和 年 月 日
申 請 金 額	金 円
使 途 内 訳	

審査欄

受 付 日	年 月 日
決 定 日	年 月 日
審 査 結 果	補助金を認める・認めない

区分	努力支援交付金					
目標	1 介護予防／日常生活支援を推進する					
取組指標	5 地域におけるリハビリテーションの推進に向けた具体的な取組を行っているか。					
評価指標	R7 交付金 評価	R7 評価	R6 交付金 評価	R6 評価	現状及び課題（評価の理由）	次年度の方向性
ア	×	D	×	D	松伏町高齢者福祉計画及び第9期介護保険事業計画に記載していない。	第10期介護保険事業計画策定時に設定を目指す。
イ	○	A	○	A	通いの場（ご近所さん体操）全会場に対して、理学療法士（町内外）を派遣し体の動かし方や個別相談などを実施している。	前年同様、継続して実施する。
ウ	○	A	○	A	イの活動の場を通じて、ご近所さん体操事業での理学療法士の現場支援や地域ケア会議への出席について安定した派遣を図れている。	前年同様、継続して実施する。
エ	○	A	×	D	ご近所さん体操事業での理学療法士による現場支援実施後に取組内容について意見交換を行い翌年度の取組に反映させている。	前年同様、継続して実施する。

【解説】

【評価】 A：計画どおり、B：おおむね計画どおり、C：あまり進んでいない、D：まったく進んでいない

### 地域ケア会議とは？

要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいを一体的に提供する“地域包括ケアシステム”の実現の取り組みの一つです。

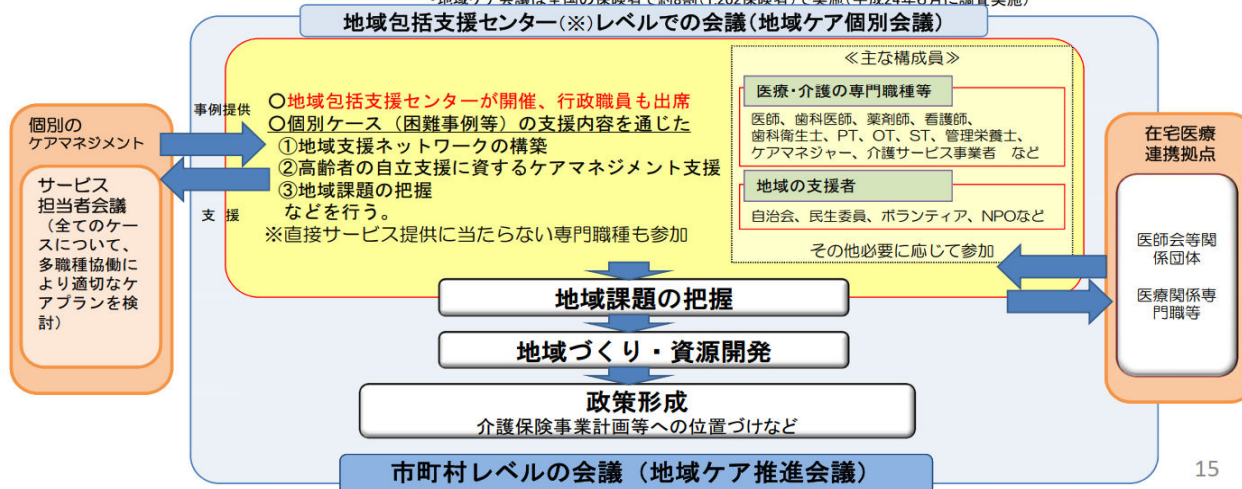
介護支援専門員、保健医療・福祉に関する専門的知識を有する者や民生委員などで構成され、高齢者が地域において自立した日常生活が営めるように、ネットワークの構築、ケアマネジメント支援、地域課題についての把握を行います。

### ③地域ケア会議

### 地域ケア会議の推進

- 「地域ケア会議」(地域包括支援センター及び市町村レベルの会議)については、地域包括ケアシステムの実現のための有効なツールであり、更に取組を進めることが必要。
- 具体的には、個別事例の検討を通じて、多職種協働によるケアマネジメント支援を行うとともに、地域のネットワーク構築につなげるなど、実効性あるものとして定着・普及させる。
- このため、これまで通知に位置づけられていた地域ケア会議について、介護保険法で制度的に位置づける。
  - ・ 適切な支援を図るために必要な検討を行うとともに、地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制に関する検討を行うものとして位置づけ
  - ・ 市町村が地域ケア会議を行うよう努めなければならない旨を規定
  - ・ 地域ケア会議に参加した者に対する守秘義務を規定 など

・地域包括支援センターの箇所数:4,484ヶ所(センター・フランチ・サブセンター合計7,196ヶ所)(平成25年4月末現在)  
 ・地域ケア会議は全国の保険者で約8割(1,202保険者)で実施(平成24年6月に調査実施)



## 理学療法士による現場支援（ご近所さん体操）

ご近所さん体操事業

### 理学療法士による 訪問体操指導

健康や体力づくりを支援するため、専門家である理学療法士の先生が効果的な体操の指導をしてくれます。今まで行ってきた体操の仕方をチェックしてもらい、より良い効果が実感できるようにしていきます。

**日時** 12月2日（火） 13時30分～

**講師** 城 真介 先生

**場所** 内前野会館

※申込は不要です。当日、会場へお越しください。

問い合わせ：松伏町社会福祉協議会（☎048-991-2700）



区分	努力支援交付金					
目標	1 介護予防/日常生活支援を推進する					
取組指標	6 生活支援コーディネーターの活動等により、地域のニーズを踏まえた介護予防・生活支援の体制が確保されているか。					
評価指標	R7 交付金 評価	R7 評価	R6 交付金 評価	R6 評価	現状及び課題（評価の理由）	次年度の方向性
ア	×	A	×	A	自治会で取り組まれているサロンの発掘など高齢者の地域の担い手としての参画状況尾把握している。	令和8年度から交付金評価が○になる予定。
イ	×	A	×	D	生活支援体制整備協議体の場で情報共有・報告している。	令和8年度から交付金評価が○になる予定。
ウ	×	D	×	D	未実施	令和8年度から交付金評価が○になる予定。
エ	×	D	×	D	未実施	実施予定なし
オ	×	D	×	D	未実施	実施予定なし

【解説】

【評価】 A：計画どおり、B：おおむね計画どおり、C：あまり進んでいない、D：まったく進んでいない

### 生活支援コーディネーターとは？

地域支えあい推進員とも呼ばれ、高齢者の地域生活における課題解決の支援をしたり、地域の介護予防活動のサポートをします。

生活支援コーディネーターはその活動範囲が3種類あり、第1層（市町村全域）、第2層（日常生活圏域）、第3層（サービス提供組織に所属）となっています。

### コーディネーター・協議体の配置・構成のイメージ

- コーディネーターとして適切な者を選出するには、「特定の団体における特定の役職の者」のような充て職による任用ではなく、例えば、先に協議体を設置し、サービス創出に係る議論を行う中で、コーディネーターにふさわしい者を協議体から選出するような方法で人物像を見極めたうえで選出することが望ましい。
- 協議体は必ずしも当初から全ての構成メンバーを揃える必要はなく、まずは最低限必要なメンバーで協議体を立ち上げ、徐々にメンバーを増やす方法も有効。
- 住民主体の活動を広める観点から、特に第2層の協議体には、地区社協、町内会、地域協議会等地域で活動する地縁組織や意欲ある住民が構成メンバーとして加わることが望ましい。
- 第3層のコーディネーターは、サービス提供主体に置かれるため、その提供主体の活動圏域によっては、第2層の圏域を複数にまたがって活動が行われたり、時には第1層の圏域を超えた活動が行われたりすることも想定される。





区分	努力支援交付金						
目標	1 介護予防／日常生活支援を推進する						
取組指標	7 多様なサービスの活用の推進に向け、実施状況の調査・分析・評価を行っているか。						
評価指標		R7 交付金 評価	R7 評価	R6 交付金 評価	R6 評価	現状及び課題（評価の理由）	次年度の方向性
ア	介護予防・日常生活支援総合事業のサービスの実施状況、地域資源、利用者数の推移、心身及び生活状況の傾向のほか、現状では対応が困難な地域の困り事等を把握し、データとして整理している	×	A	×	A	総合事業サービスAの参加者数の推移をデータで整理している。	令和8年度から交付金評価が○になる予定。
イ	介護予防・日常生活支援総合事業の利用者等の意見を取り入れる仕組みを整えている	×	D			未実施	要検討
ウ	アで整理したデータ又はイの意見を踏まえ、多様なサービスの推進に向け、地域の課題を分析・評価・共有している	×	D	×	D	未実施	要検討
エ	ウの分析・評価を踏まえ、多様なサービスの推進に向け、市町村としての推進方策を策定し、関係者に周知している	×	D	×	D	未実施	要検討
オ	エの推進方策の策定にあたり、多様なサービスの対象者モデルの提示や、第一号介護予防支援事業における目標指向型のケアマネジメントの取組を評価する仕組みを整えている。	×	D			未実施	要検討
カ	ア～オのプロセスを踏まえ、エで策定した市町村としての推進方策を定期的に改善・見直し等を行う仕組みがある	×	D	×	D	未実施	要検討
【メモ欄】		【評価】 A：計画どおり、B：おおむね計画どおり、C：あまり進んでいない、D：まったく進んでいない					



区分	努力支援交付金						
目標	2 認知症総合支援を推進する						
取組指標	1 認知症サポーター等を活用した地域支援体制の構築及び社会参加支援が行えているか。						
評価指標	R7 交付金 評価	R7 評価	R6 交付金 評価	R6 評価	現状及び課題（評価の理由）	次年度の方向性	
ア	○	B	○	C	認知症の人の声を聞く機会として、オレンジカフェと認知症ステップアップ講座を行っている。	引き続き、実施する。	
イ	×	D	×	D	町の要綱では、市町村申立や生活保護受給者、非課税の方に限定している。	見直し予定なし。	
ウ	○	A	○	A	チームオレンジを1チーム設置している。	チーム数・チーム員の拡大を目指す。	
エ	×	D	○	B	チームオレンジ設置後、活動支援は行っているが、活動が安定するまでマッチングを行うのが難しいため。	実施予定なし	
オ	×	D	×	D	未実施	実施予定なし	

【解説】

【評価】 A：計画どおり、B：おおむね計画どおり、C：あまり進んでいない、D：まったく進んでいない

### 成年後見制度とは？

認知症や知的障害、精神障害などによって判断能力に不安がある人が、いろいろな契約や手続きをする際に支援することで、その人の財産や生活を守る制度です。

具体的な支援としては、

- ・不動産や預貯金の管理
- ・介護サービス、入院等の契約や履行状況の確認などです。

### チームオレンジとは？

近隣の認知症サポーターがチームを組み、認知症と思われる初期の段階から、本人やその家族の生活面などの支援を行う取組です。認知症サポーターを地域の支援ニーズと結びつけます。

#### 認知症地域活動支援 松伏町の「チームオレンジ」の仕組み



ステップアップ講座修了の方を、【オレンジパートナー】として認定登録。認知症の方や認知症の方の家族を支援したい思いがある【オレンジパートナー】が、【チームオレンジメンバー】になることができます。認知症当事者・ご家族で認知症啓発等の地域活動を希望する方もメンバーとして活動できます。

「まつぶし社協だより 令和7年1月」より引用

チームオレンジ定例会



認知症ステップアップ講座



区分	努力支援交付金						
目標	2 認知症総合支援を推進する						
取組指標	2 認知症状のある人に対して、専門医療機関との連携により、早期診断・早期対応に繋げるための体制を構築しているか。						
評価指標		R7 交付金 評価	R7 評価	R6 交付金 評価	R6 評価	現状及び課題（評価の理由）	次年度の方向性
ア	認知症に関わる医療機関や認知症初期集中支援チームの周知を行っている	×	D	×	D	パンフレットを窓口に配架し普及啓発は行っているが、国が定めている評価指標に該当しないため、実施なしとしている。	令和7年度中に「松伏町認知症ケアバス」を作成予定で、令和8年度から公共施設や医療機関等で周知する予定。
イ	認知症に関わる医療機関と連携した取組を行っている	×	A	×	A	情報連携ツールとして、MCS（メディカルケアステーション）を活用し、認知症医療に関する連絡や相談ができる体制を整備している。	引き続き、継続して実施する。
ウ	情報連携ツール等を活用して、関係者間で連携ルールを策定している	×	A	×	A	「松伏町認知症初期集中支援チーム事業実施マニュアル」を策定し、MCS（メディカルケアステーション）を活用して共有している。	引き続き、継続して実施する。
エ	アからウまでを踏まえ、医療・介護専門職による早期対応や早期診断に繋げる体制づくりを構築した上で、実際に運用を図っている	×	A	×	A	「松伏町認知症初期集中支援チーム事業実施マニュアル」を運用し、早期対応や早期診断に繋げる体制づくりを構築している。	引き続き、継続して実施する。

【解説】

【評価】A：計画どおり、B：おおむね計画どおり、C：あまり進んでいない、D：まったく進んでいない

## 認知症初期集中支援チームとは？

認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続けられるように早期診断・早期対応をするためのチームです。複数の専門職が本人やその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（おおむね6ヶ月）に行い、自立生活のサポートを行います。

チームオレンジとは、支援者の主体や目的が異なります。

## 認知症初期集中支援チーム

○ 複数の専門職が家族の訴え等により認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援等の初期の支援を包括的・集中的（おおむね6ヶ月）に行い、自立生活のサポートを行うチーム

### ● 認知症初期集中支援チームのメンバー



**医療と介護の専門職**  
(保健師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士等)

**認知症サポート医である医師（嘱託）**

**● 配置場所** 地域包括支援センター等  
診療所、病院、認知症疾患医療センター  
市町村の本庁

### 対象者

40歳以上で、在宅で生活しており、かつ認知症が疑われる人又は認知症の人で以下のいずれかの基準に該当する人

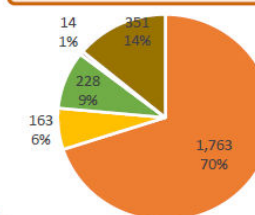
- ◆ 医療・介護サービスを受けていない人、または中断している人で以下のいずれかに該当する人
  - (ア) 認知症疾患の臨床診断を受けていない人
  - (イ) 継続的な医療サービスを受けていない人
  - (ウ) 適切な介護保険サービスに結び付いていない人
  - (エ) 診断されたが介護サービスが中断している人
- ◆ 医療・介護サービスを受けているが認知症の行動・心理症状が顕著なため、対応に苦慮している

### 設置状況

※R4年度認知症施策地域介護推進課実施状況調べによる

実施市町村数	設置チーム数	チーム員総数	平均チーム員数
1,741市町村	2,519チーム	17,107人	6.8人

### 設置場所



### R 1.9月末、全市町村に設置

【認知症施策推進大綱：KPI/目標】(2025年度末)  
訪問実人数全国で年間40,000件  
医療・介護サービスにつながった者の割合65%  
【実績】  
訪問実人数：16,400件  
医療サービスにつながった者：84.7%  
介護サービスにつながった者：66.2%

### チーム員の職種



【解説】

ア 認知症に関わる医療機関や認知症初期集中支援チームの周知

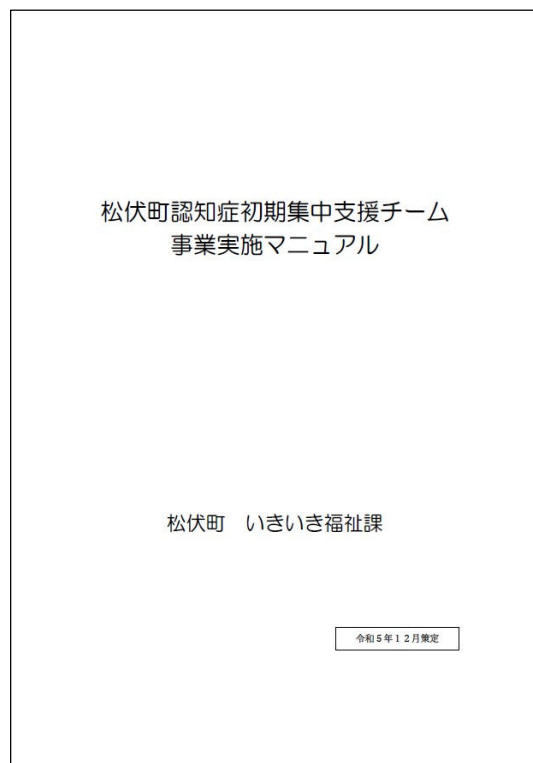
令和7年度中に「松伏町認知症ケアパス」を作成し令和8年4月1日から配布予定。

イ 認知症に関わる医療機関と連携した取り組み

MCS（メディカルケアステーション）

病院、クリニック、薬局、介護施設などの医療・介護従事者が患者情報やケアに関する情報等を安全に共有し、連携するための医療介護専用SNSプラットフォームです。認知症初期集中支援チームの情報発信・情報共有ができるグループを作成し活用しています。

ウ・エ 松伏町認知症初期集中支援チーム事業実施マニュアル



区分	努力支援交付金						
目標	2 認知症総合支援を推進する						
取組指標	3 難聴高齢者の早期発見・早期介入に係る取組を行っているか。						
評価指標		R7 交付金 評価	R7 評価	R6 交付金 評価	R6 評価	現状及び課題（評価の理由）	次年度の方向性
ア	普及啓発の取組を行っているか	×	C			松伏町北部地域包括支援センター主催で医療介護従事者向けセミナー「耳の聞こえ勉強会」を実施した。町民向けやチラシ等の普及啓発は行っていない。	検討中。
イ	早期発見の取組を行っているか	×	D			取組なし	実施予定なし
ウ	受診状況の把握と未受診者への再度の受診勧奨を行っているか	×	D			受診勧奨を行っていない	実施予定なし
エ	受診勧奨者のうち 50 %以上の者が受診しているか	×	D			受診勧奨を行っていない	実施予定なし

【解説】

【評価】 A：計画どおり、B：おおむね計画どおり、C：あまり進んでいない、D：まったく進んでいない

### 難聴高齢者と認知症の関係について

年齢を重ねることで徐々に進行する聴力低下を加齢性難聴といいます。一般に40歳代から聴力の低下は進行し、65歳を超えると、聞こえにくさを感じる人が急激に増えます。

難聴になると、周囲の人とのコミュニケーションがうまくいかず、認知機能にも影響があることから、難聴が認知症リスクであるとされています。

そのため、耳が聞こえづらと思われる人の早期発見・早期支援が重要となっています。

## 耳の聞こえ勉強会



区分	努力支援交付金					
目標	3 在宅医療・在宅介護連携の体制を構築する					
取組指標	1 地域の医療・介護関係者等が参画する会議において、市町村が所持するデータ等に基づき、在宅医療・介護連携に関する課題を検討し、対応策が具体化されているか。					
評価指標	R7 交付金 評価	R7 評価	R6 交付金 評価	R6 評価	現状及び課題（評価の理由）	次年度の方向性
ア	○	A	○	A	吉川・松伏入退院支援ルールを策定し、在宅医療と介護連携の提供体制を整備している。	引き続き、継続して実施する。
イ	○	A	○	A	第9期介護保険事業計画に掲載している。	第10期介護保険事業計画に掲載する予定。
ウ	○	A	○	A	第9期介護保険事業計画に介護サービスの現状と今後の見込みを掲載している。	引き続き、継続して実施する。
エ	○	A	○	A	第9期介護保険事業計画に介護サービスの現状と今後の見込みを掲載している。	引き続き、継続して実施する。
オ	○	A	○	A	在宅医療介護連携3者会議（吉川市・在宅医療サポートセンター・草加保健所）を通じて在宅医療全般の見直しを検討している。	引き続き、継続して実施する。

【解説】

【評価】A：計画どおり、B：おおむね計画どおり、C：あまり進んでいない、D：まったく進んでいない



第5章 介護保険事業の推進

①介護予防ケアマネジメント  
要支援相当の高齢者が、地域で自立した生活を送ることができるよう、高齢者の状況や潜在的な課題、意向などの環境について把握し、必要な支援へとつなげる介護予防のためのケアマネジメントを行います。

②総合相談支援業務  
地域の高齢者やその家族に対し、介護保険サービスにとどまらず、日常生活にかかる様々な支援を可能とするため、関係機関とのネットワークの活用や情報の把握・適切なサービスを提供し、制度利用につなげるなど、安心してその人らしい生活を継続できるよう支援します。

③権利擁護業務  
高齢者の虐待の早期発見や防止、措置入所、消費者被害の防止、成年後見制度を含む権利擁護に関する相談支援を行います。

④包括的・継続的ケアマネジメント業務  
高齢者が住み慣れた地域で暮らしていくことができるよう、ケアマネジャー、主治医、地域の関係機関等の連携など多職種相互の協働等により、高齢者を状況や変化に応じて包括的・継続的に支援するため、地域での連携・協働の体制づくりやケアマネジャーに対する支援等を行います。

⑤地域ケア会議の充実  
地域ケア会議は、多職種による専門的視点を交え、個別ケース検討などを通じてケアマネジメント支援を行っています。地域のネットワーク構築につながるよう会議の運営の見直しを図るとともに、内容の充実にも努めます。

(2)在宅医療・介護連携の推進  
在宅医療・介護連携の推進は、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進することを目的としています。  
今後は後期高齢者の増加に伴い、在宅で医療と介護を必要とする高齢者の増加が見込まれており、在宅医療や介護サービスの供給体制を整備することが求められます。

72

第5章 介護保険事業の推進

①地域の医療機能の把握  
地域の在宅医療・介護連携の現状を把握し、医療・介護関係者の連携に必要な情報提供が行えるよう、関係機関の情報リストやマップを作成し、提供します。

②地域の医療機関との連携強化  
吉川松伏医師会、松伏町歯科医師会、薬剤師会の協力を得ながら、在宅医療と介護サービスを切れ目なく一体的に提供できる体制の構築に努めます。また、「吉川松伏多職種連携の会」の協力を得ながら作成した吉川松伏入退院支援ルールの運用・見直しを図ります。

③地域住民への啓発  
多職種で構成されている「吉川松伏多職種連携の会」の協力を得ながら、地域住民に対するあんしんセットの普及啓発や講演会、勉強会を行うことで、在宅医療と介護連携に関する必要性を広く周知できるよう努めます。

④終活への普及・啓発  
将来の変化に備え、将来の医療及びケアについて、本人を主体に、そのご家族や近しい人、医療・ケアチームが、繰り返し話し合いを行い、本人による意思決定を支援する「人生会議（ACP）」の実施や自分の人生の終末について記す「エンディングノート」の普及・啓発を図ります。

(3)認知症施策の推進  
認知症になってからも本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、認知症地域支援員推進員と連携し、地域での見守りや支え合いの体制を整えます。

①認知症の早期発見・早期対応  
認知症初期集中支援チームにおいて初期認知症が疑われるケースへの支援方法を認知症サポート医と連携し、認知症の早期対応、早期受診に取り組みます。

②認知症高齢者等の見守り体制の推進  
民生委員・児童委員、けんこうクラブ、医療機関など、高齢者を取り巻く地域組織等と連携し、認知症高齢者や若年性認知症、高次脳機能障害の方などを対象とした徘徊身元確認サービスの普及に努めます。また、配送事業者等とも連携を図り、見守り協定を締結するなど、地域の見守り体制の確立を図ります。

73

### 吉川松伏入退院支援ルール

吉川松伏入退院支援ルールは、入院から退院後の在宅生活まで切れ目のない支援を実現することを目的に、医療機関、介護・福祉関係者、行政が連携して取り組みための共通ルールです。入退院時に必要な情報共有や支援の流れを整理・標準化することで、関係機関相互の連携を強化し退院支援の円滑化や在宅復帰の促進、再入院の防止を図るとともに、本人・家族が安心して生活を継続できる支援体制の構築を図っています。

区分	努力支援交付金									
目標	3 在宅医療・在宅介護連携の体制を構築する									
取組指標	2 在宅医療と介護の連携の強化・推進に向け、相談支援、研修会の開催といった具体的取組を行っているか。									
評価指標	R7 交付金 評価	R7 評価	R6 交付金 評価	R6 評価	現状及び課題（評価の理由）	次年度の方向性				
ア	○	A	○	A	「吉川・松伏多職種連携の会」開催前に会員に現場での困りごとや共有したいことについて照会し、ニーズの把握を図っている。	引き続き、継続して実施				
イ	在宅医療と介護の連携の強化・推進に向け、医療・介護関係者のニーズを把握している									
	医療・介護関係者のニーズを踏まえ、次のような取組を実施している。									
	① 医療・介護関係者に対する相談窓口の設置	○	A	○	A	吉川松伏在宅医療サポートセンターを設置し、医療介護従事者に対する相談窓口を設置している。	引き続き、継続して実施			
② 定期的な相談内容等の取りまとめ、その結果の医療・介護関係者間での共有	○	A	○	A	吉川松伏在宅医療サポートセンターが毎月相談事例を掲載したバトン通信を発行し、情報の共有を図っている。	引き続き、継続して実施				
③ 多職種を対象とした参加型の研修会の実施	○	A	○	A	令和7年度第2回吉川・松伏多職種連携の会で医療介護関係の多職種連携を要する事例検討・グループワークを実施している。	引き続き、継続して実施				
ウ	取組の実施状況を踏まえ、課題分析等を行っている				○	A	○	A	イ③で実施した事例検討・グループワークの結果を報告書として会員に共有している。	引き続き、継続して実施
エ	毎年度、課題分析や医療・介護関係者の双方の意見等を踏まえ、必要に応じて取組の改善・見直し等を行っている				○	A	○	A	ウの課題・分析結果を踏まえて、改善・見直しを行った。	引き続き、継続して実施する。令和8年度から交付金評価が○になる見込み。

【解説】

【評価】 A：計画どおり、B：おおむね計画どおり、C：あまり進んでいない、D：まったく進んでいない

# 災害時の病院の役割 災害時連携病院の立場から



医療法人社団協友会  
吉川中央総合病院  
院長 阿部 哲士






令和7年 月 日

吉川・松伏多職種連携の会 会員様へ

吉川市健康長寿部長寿支援課長  
松伏町いきいき福祉課長

令和7年度「第1回吉川・松伏多職種連携の会」の開催について

時下、貴職におかれましては益々御清祥のこととお慶び申し上げます。また、当市町の在宅医療・介護連携推進事業に御理解と御協力いただき御礼申し上げます。

さて、昨年に引き続き、在宅医療・介護連携を図るため、下記のとおり機記会議を開催いたします。

つきましては、大変御多用とは存じますが、ご出席いただきますようお願いいたします。なお、会議を欠席される方や会員の変更がある方は、大変お手数ですが、令和7年5月15日（金）までに下記担当まで御連絡をお願いいたします。

記

- 1 日 時 令和7年5月22日（木） 15時00分から16時30分まで
- 2 場 所 松伏町役場第二庁舎3階301会議室  
(松伏町大字松伏2424番地)
- 3 内 容
  - (1) 令和7年度吉川・松伏多職種連携の会の会長互選について
  - (2) 令和7年度吉川・松伏多職種連携の会の目的や運営方針について
  - (3) 医療・介護情報提供システムの廃止について
- 4 研 修 会
  - 「災害時の病院の役割について～災害時連携病院の立場から～（仮称）」
  - 講師：吉川中央総合病院 院長 阿部 哲士 氏
- 5 参 考 資 料
  - (1) 令和7年度吉川・松伏多職種連携の会の運営方針や内容等について
  - (2) 吉川松伏多職種連携の会会則

【事務局】  
吉川市 健康長寿部長寿支援課高齢福祉係 木村・加藤  
電話 048-982-5118（直通）  
松伏町 いきいき福祉課地域支援担当 齋田・岡野  
電話 048-991-1882（直通）



区分	努力支援交付金						
目標	3 在宅医療・在宅介護連携の体制を構築する						
取組指標	3 患者・利用者の状態の変化等に応じて、医療・介護関係者間で速やかな情報共有が実施できるよう、具体的な取組を行っているか。						
評価指標		R7 交付金 評価	R7 評価	R6 交付金 評価	R6 評価	現状及び課題（評価の理由）	次年度の方向性
ア	医療・介護関係者の情報共有の実施状況を把握している	○	A	○	A	MCS（メディカルケアステーション）を活用し情報共有や連携を図っている。	引き続き、継続して実施する。
イ	実施状況等を踏まえ、在宅での看取りや入退院時に活用できるような医療・介護関係者の情報共有ツールの作成等情報共有円滑化のための取組を実施している	○	A	○	A	令和6年度から吉川・松伏入退院支援ルールを策定し運用している。また、MCS（メディカルケアステーション）を活用し情報共有の円滑化を図っている。	引き続き、継続して実施する。
ウ	取組の実施状況を踏まえ、課題分析等を行っている	×	A	×	A	令和7年度第2回吉川松伏多職種連携の会で「吉川・松伏入退院支援ルールの活用について」をテーマとしたグループディスカッションを実施し、いただいたご意見をもとに課題・分析を行った。	引き続き、継続して実施する。令和8年度から交付金評価が○になる見込み。
エ	毎年度、課題分析や医療・介護関係者の双方の意見等を踏まえ、必要に応じて情報共有ツール等の改善・見直し等を行っている	×	A	×	A	ウの課題・分析結果を踏まえて、改善・見直しを行った。	引き続き、継続して実施する。令和8年度から交付金評価が○になる見込み。

【解説】

【評価】 A：計画どおり、B：おおむね計画どおり、C：あまり進んでいない、D：まったく進んでいない



【解説】

ア MCS（メディカルケアステーション）

病院、クリニック、薬局、介護施設などの医療・介護従事者が患者情報やケアに関する情報等を安全に共有し、連携するための医療介護専用SNSプラットフォームです。吉川市・松伏町で働く医療介護従事者の情報発信・情報共有ができるグループを作成し活用しています。

イ 吉川・松伏入退院支援ルール

吉川松伏入退院支援ルールは、入院から退院後の在宅生活まで切れ目のない支援を実現することを目的に、医療機関、介護・福祉関係者、行政が連携して取り組みための共通ルールです。入退院時に必要な情報共有や支援の流れを整理・標準化することで、関係機関相互の連携を強化し退院支援の円滑化や在宅復帰の促進、再入院の防止を図るとともに、本人・家族が安心して生活を継続できる支援体制の構築を図っています。

ウ・エ 吉川・松伏多職種連携の会

令和7年度第2回吉川松伏多職種連携の会 令和8年1月22日（木）15時00分から16時30分まで

内容は会議後に記載予定

# 松伏町高齢者福祉計画・介護保険事業計画

## 高齢者福祉施策

### 令和7年度 評価シート

令和8年3月

松伏町

区分	高齢者福祉施策				
施策の柱	1 自立支援・社会参加の促進				
	施策	R7 評価	R6 評価	現状及び課題（評価の理由）	次年度の方向性
1	ふれあいセンター（かがやき） 在宅高齢者等が要介護状態になることを防止するとともに、介護知識、介護方法の普及等を図ることを目的に設置されています。いきいき健康体操教室やご近所さん体操等の介護予防教室の活動拠点となっています。また、認知症予防ケア教室等の高齢者支援業務を実施しています。今後も事業を継続し、高齢者の介護予防の充実や適切な運営を図ります。	A	A	いきいき健康体操教室やご近所さん体操等の介護予防事業の拠点として継続して実施している。また、チームオレンジなどの認知症支援や総合事業サービスAを行い高齢者業務支援を継続している。	今年度と同様に継続して実施予定。
2	北部サービスセンター（老人福祉センター） 北部サービスセンターは、高齢者の健康増進、教養の向上を目的に設置されています。カラオケのできる舞台付きの集会室、会議室、介護予防機器等の設備があり、高齢者の活動拠点となっています。また、高齢者を対象とした健康大学を実施し、高齢者の社会参加の促進を行います。今後も、多くの高齢者が気軽に利用できるよう、事業の充実を図ります。	A	A	健康大学の実施やけんこうクラブの活動を中心とした高齢者の社会参加の促進に寄与するとともに、生きがい対策の充実に努めている。	今年度と同様に継続して実施予定。
3	けんこうクラブ活動の支援 けんこうクラブは、15の単位クラブと、その連合体で構成され、令和5年4月現在の会員数は287人となっています。けんこうクラブの活動は、地域における奉仕活動、スポーツを通じた交流などで、高齢者の社会貢献・社会参加の促進に貢献しています。現在、高齢者が増加している一方、新規会員の入会者数が伸び悩んでおり、多くの高齢者が参加できるよう、クラブの周知を図ります。	A	A	けんこうクラブ会員数は減少しているが、けんこうクラブ連合会広報誌を発行して新規会員の募集を図るとともに、運動会等の事業の支援をしている。	今年度と同様に継続して実施予定。
【メモ欄】		【評価】 A：計画どおり、B：おおむね計画どおり、C：あまり進んでいない、D：まったく進んでいない			

【メモ欄】

区分	高齢者福祉施策				
施策の柱	1 自立支援・社会参加の促進				
施策	R7 評価	R6 評価	現状及び課題（評価の理由）	次年度の方向性	
4	まつぶし出前講座の開催 まつぶし出前講座を開催し、町民の生涯学習を支援しています。今後も、時代のニーズにあった講座の開設を検討し、学習機会の充実を図ります。	A	A	高齢者を対象とした出前講座を5つ登録しており、学習機会の充実を図っている。①よくわかる介護保険制度②いきいき高齢者講座③認知症サポーター養成講座④地域包括支援センターとは？⑤わたしの整理帳書き方講座	今年度と同様に継続して実施予定。
5	スポーツ活動の充実 町内在住の60歳以上の方で構成されている高齢者スポーツ団体の認定を実施しています。健康増進を目的として、ソフトボールやグラウンドゴルフ等の活動が行われています。今後も事業を継続し、高齢者の健康維持、交流の促進、生きがいを支援します。	A	A	令和7年度は高齢者スポーツ団体として4団体が申請し高齢者の健康維持や生きがいをづくりを目的に活動している。	今年度と同様に継続して実施予定。
6	シルバー人材センターへの支援 松伏町シルバー人材センターは、設立以来、公共施設の維持管理、広報紙等の配布、民間企業の軽作業、個人宅の除草、剪定、畑仕事など、多種多様な作業を受注し、高齢者の就業の確保に努め、活発な活動を展開しています。今後も、高齢者が持つ豊かな経験と能力を活かせるよう、シルバー人材センターとの連携を深め、就業機会の拡充を図ります。また、シルバー人材センターの適正な運営が図られるよう支援します。	A	A	高齢者がシルバー人材センターに就労できるよう適切な運営を支援している。	今年度と同様に継続して実施予定。
7	高齢者タクシー利用券・バス利用券の交付 高齢者の生活支援と社会参加の促進を図るため、75歳以上のひとり暮らしや75歳以上のみの世帯、75歳以下の方が世帯に含まれている75歳以上の方を対象に、高齢者タクシー利用券もしくはバス利用券を交付しています。今後も事業を継続します。	A	A	令和6年度に世帯区分①の方を対象に2,000円券の配布を開始し、令和7年度は継続して利用券の配布を行っている。	今年度と同様に継続して実施予定。

【解説】

【評価】 A：計画どおり、B：おおむね計画どおり、C：あまり進んでいない、D：まったく進んでいない

## 出前講座について

費用は無料で5人以上の参加者がいる時、申し込みできます。

「役場編」は町職員が講師となり、「町民編」は町民が講師となります。

役場編			
講座番号	講座名	講師	P
まちの基本メニュー			
101	生涯学習ってな・あ・に？	教育文化振興課	4
102	あなたの声を町政に活かす～広聴の役割～	総務課	
103	おもしろ雑学 ザ・選挙	総務課	
104	松伏町総合振興計画について	企画財政課	
105	みんなのお金 町の家計簿のお金	企画財政課	
106	自治体デジタルトランスフォーメーション(DX)について	企画財政課	
107	ご存知ですか？町の税金	総務課	
108	つくって便利マイナンバーカード	住民ほけん課	
健康づくりメニュー			
109	生活習慣病予防	すこやか子育て課	6
110	ソルディックウォーキングのすすめ！	すこやか子育て課	
111	あなたの体力年齢は何歳？	教育文化振興課	
112	インフルエンザなどの感染予防について	いきいき福祉課	
113	熱中症、食中毒について	いきいき福祉課	
子育て応援メニュー			
114	こどもの成長と発達について	すこやか子育て課	7
115	子育て支援制度について～あなたの子育て応援します～	すこやか子育て課	
福祉の講座メニュー			
116	後期高齢者医療制度について	住民ほけん課	8
117	国民健康保険制度について	住民ほけん課	
118	よくわかる介護保険制度	いきいき福祉課	
119	いきいき高齢者講座	いきいき福祉課	
120	障がい福祉制度のお話	いきいき福祉課	
121	認知症サポーター養成講座	いきいき福祉課	
122	地域包括支援センターとは？	いきいき福祉課	
123	“わたしの整理帳”書き方講座	いきいき福祉課	

身の回りの生活メニュー				
講座番号	講座名	講師	P	
124	家庭から始める環境保全	環境経済課	10	
125	ごみの出し方	環境経済課		
126	悪徳商法の手口	環境経済課		
127	道路を広く使おう	まちづくり整備課		
128	下水道の話	まちづくり整備課		
129	あなたが主役の都市計画	新市街地整備課		
130	開発許可制度ってな・あ・に？	新市街地整備課		
131	交通安全教室	総務課		
議会メニュー				
132	町議会のしくみについて	議会事務局		11
学校メニュー				
133	このように教えたい、子どもたちに	教育総務課	10	
134	子どもたちが学んでいる海外のようす	教育総務課		
135	学力・体力向上をめざして	教育総務課		
136	一緒に考えよう、不登校問題	教育総務課		
137	どうすればよい？地元の学校	教育総務課		
施設見学メニュー				
138	学校給食について学ぼう、知ろう	教育総務課	13	
139	中央公民館の見学	教育文化振興課		
人の心の輪・生き方探し方メニュー				
140	男女共同参画社会の推進	企画財政課	14	
141	DV(ドメスティックバイオレンス)を考える	企画財政課		
142	人権について学ぼう	企画財政課・教育文化振興課		
歴史の散歩道メニュー				
143	郷土松伏の歴史	教育文化振興課	15	
144	写真で見る松伏の歴史	教育文化振興課		

備えあれば憂いなしメニュー			
講座番号	講座名	講師	P
145	マイ・タイムラインをつくらう	総務課	10
146	災害に強いまちづくり～今からできる防災対策～	総務課	
147	我が家の耐震診断と補強方法	新市街地整備課	
148	家庭でできる応急手当	吉川松伏消防組合	
149	みんなで防災予防	吉川松伏消防組合予取課	
150	事業所における防災予防	吉川松伏消防組合予取課	
151	119番通報のかけ方	吉川松伏消防組合有償	
町民編			
個人講師メニュー			
1	水辺の安全教室	飛鳥馬 昇	1
2	泳ぐって楽しいよ	飛鳥馬 昇	
3	歌好きな人カラオケ・声出しお楽しみ会	岩崎 正子	
4	中国古代の思想家たちの故事名言	須藤 明美	
5	『論語』の目録・書写	須藤 明美	2
6	鉄炮伝来と天下統一について楽しく学ぼう	染原 進	
7	子ども防犯教室	染原 進	
8	防災・減災への取り組み	鈴木 一郎	2
9	簡単に出来る フラワーアレンジメント	大館 晴美	
10	奥く磨けるフリスワフアラワーのアレンジメント	大館 晴美	3
11	やさしい楽しいいけばな教室<小原流>	鈴木 恵美子	
12	つまみ縫い講座	吉田 理香	
13	パッチワーク「すみれ」	小倉 恵美子	
14	1/2パターンで話せる中国語	佐藤 綾子	
15	整体	佐藤 綾子	

# 高齢者タクシー等利用券

在宅で生活する高齢者の方への生活支援と社会参加の促進を図るため、タクシー利用券又はバス利用券のいずれかを交付しています。申請時にどちらかを選んでください。

## ●対象者

町内に住民登録があり、在宅で生活する①又は②の75歳以上の方（年齢は令和7年度末時点のもの）

### 1 世帯全員が75歳以上の方

#### ●助成内容

【タクシー利用券の場合】

ひとり年間10枚（1枚1,000円）

または

ひとり年間5枚（1枚2,000円）

【バス利用券の場合】

ひとり年間32枚（1枚200円）



### 2 ①以外の75歳以上の方

#### ●助成内容

【タクシー利用券の場合】

ひとり年間5枚（1枚1,000円）

【バス利用券の場合】

ひとり年間10枚（1枚200円）



## ●利用券の使い方

●有効期限は、令和8年3月31日です。その日を過ぎると使えません。

●町が指定した事業者で使用できます。

【タクシー】松伏交通(有)、飛鳥交通(株)(旧:松栄川元交通(株))、ユタカ介護サービス、民間救急・介護タクシーすまいる、ケアタクシーこあら

【バス】茨急バス(茨城急行自動車株式会社)、タローズバス(株式会社ジャパンタローズ)

●利用券を使用できるのは、交付を受けた本人に限ります。

●1回の乗車につき、ひとり1枚まで使用できます。不足分をお支払いください。

●タクシーに複数人が同乗する場合は、タクシー利用券の交付を受けた人が各1枚ずつ使用可能です。

### ●使用上の注意

●1年度中、ひとり1度まで交付しています。追加交付や再発行は行いません。

●おつりはできません。また、現金への交換はできません。

●他者に貸与、譲渡、交換若しくは売買等してはなりません。不正行為が判明した場合は、未使用券及び使用済み券分の金額をお支払いいただくことがあります。



## ●申請の仕方

本人又は代理の方からの申請後、要件を確認し、即日窓口で交付します。

※代理と認められる方:ご家族、民生委員、介護支援専門員(ケアマネジャー)

【申請期間】通年(4/1~3/31)

【申請場所】いきいき福祉課 及び 北部サービスセンター ※郵送での申請・交付は行っていません。



令和7年度 松伏町高齢者タクシー等利用料金助成事業

# ご利用の手引き

1



タクシーまたはバスを降りる際、「利用券を使用する」と運転手に伝えます。

2



タクシー利用券Aなら1,000円、タクシー利用券Bなら2,000円、バス利用券なら200円を乗車賃から差し引いた残りの金額をお支払いください。

外出の機会を増やすことを目的とした事業です。

## よくある質問

質問1: 自分の利用券を家族や友人に譲ったり、交換したりしてもいいですか？

答え1: だめです。

この券は、交付を受けたご本人様のみが使用できます。

質問2: 1回の乗車で、一人で何枚も使えますか？

答え2: いいえ。1回の乗車につき、一人1枚だけ使えます。

行きで一度精算し、帰りも乗車された場合は、また1枚お使いいただけます。

※異なる番号の利用券で、その持ち主も同乗していれば、併用可能です。

質問3: どのタクシー会社またはバス会社でも使用できますか？

答え3: できません。使用できるのは町が指定した事業者のみです。

質問4: 乗車賃が利用券の額を下回った場合、おつりは出ますか？

答え4: 出ません。

次の事業者でご利用いただけます。

- 【バス利用券】
- ・茨城急行自動車株式会社（茨急バス）
  - ・株式会社ジャパンタローズ（タローズバス）

- 【タクシー利用券】
- ・松伏交通 048-991-4661
  - ・飛鳥交通(旧:川元交通)※ 0570-075-770
  - ・ユタカ介護タクシー 048-992-4548
  - ・民間救急・介護タクシーすまいる 090-5192-7766
  - ・ケアタクシーこあら 080-9297-6523
  - ・訪問介護事業所にこりん 048-991-4788
- ※ただし、町内事業所の車両のみ対象となります。

区分	高齢者福祉施策				
施策の柱	2 住まいの安定的な確保				
	施策	R7 評価	R6 評価	現状及び課題（評価の理由）	次年度の方向性
1	<p>有料老人ホーム</p> <p>入居した高齢者に対し、入浴、排せつや食事の介護、食事の提供などの日常生活上必要な便宜を供与することを目的とした施設です。介護付有料老人ホーム（一般型特定施設入居者生活介護）、介護付有料老人ホーム（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護）、住宅型有料老人ホーム、健康型有料老人ホームの4類型があります。現在、町内に施設は整備されていませんが、近隣市町との調整を図りながら需要に対応します。</p>	B	B	現在、町内に施設は整備されていませんが、近隣市町との調整を図りながら需要に対応します。	今年度と継続して実施予定。
2	<p>シルバーハウジング（高齢者世話付き住宅）</p> <p>公的賃貸住宅をバリアフリー化し、緊急通報装置などを備えたもので、生活相談や緊急時対応などのサービスを提供する生活援助員（ライフサポートアドバイザー）が配置されています。現在、町内に施設は整備されていませんが、近隣市町との調整を図りながら需要に対応します。</p>	B	B	現在、町内に施設は整備されていませんが、近隣市町との調整を図りながら需要に対応します。	今年度と継続して実施予定。
3	<p>サービス付き高齢者向け住宅</p> <p>バリアフリー構造等を有し、状況把握サービスや生活相談サービスを提供する賃貸住宅又は有料老人ホームです。本町においては、民間による1施設（定員22人）が整備されています。今後も、制度改正等を注視し、運営状況を踏まえて適切な供給が確保されるよう支援します。</p>	B	B	本町においては、民間による1施設（定員22人）が整備されています。今後も、制度改正等を注視し、運営状況を踏まえて適切な供給が確保されるよう支援します。	今年度と継続して実施予定。
4	<p>養護老人ホーム</p> <p>65歳以上の高齢者で、環境上の理由及び経済的な理由により居宅での生活が困難な方が、措置により入所する施設です。現在、町内に施設は整備されていませんが、近隣市町との調整を図りながら需要に対応します。</p>	B	B	現在、町内に施設は整備されていませんが、近隣市町との調整を図りながら需要に対応します。	今年度と継続して実施予定。
5	<p>軽費老人ホーム（ケアハウス）</p> <p>家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な60歳以上の人に対し、日常生活に必要な便宜を供与することを目的とした施設で、低額な料金で入所することができます。軽費老人ホームには、自炊ができない程度の身体機能の低下があるか、高齢等のため独立して生活するには不安が認められる方で、家族による援助を受けることが困難な人が入所する「ケアハウス」のほか、食事を提供する「A型」、自炊が原則の「B型」の3形態がありましたが、これらがケアハウスの基準に統一され、「A型」、「B型」は建替えを行うまでの「経過的軽費老人ホーム」とされました。軽費老人ホームのなかには特定施設入所者生活介護の指定を受けてサービスを提供しているところもあります。現在、町内に施設は整備されていませんが、近隣市町との調整を図りながら需要に対応します。</p>	B	B	現在、町内に施設は整備されていませんが、近隣市町との調整を図りながら需要に対応します。	今年度と継続して実施予定。
【メモ欄】		【評価】 A：計画どおり、B：おおむね計画どおり、C：あまり進んでいない、D：まったく進んでいない			

## 第2節 住まいの安定的な確保

地域包括ケアシステムの構築や地域共生社会を実現するためには、高齢者が安心して生活できる住まいの確保が重要です。また、低所得の高齢者や身寄りのない高齢者等への支援体制の整備も求められています。

そのため、町の関係部署や埼玉県、近隣市町、埼玉県住まい安心支援ネットワーク等の関係機関との連携を強化し、高齢者の住まいの確保を図るとともに、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等の利用状況等を調査したサービス提供体制の確保に努めます。

### 1 有料老人ホーム

入居した高齢者に対し、入浴、排せつや食事の介護、食事の提供などの日常生活に必要な便宜を供与することを目的とした施設です。

介護付有料老人ホーム（一般型特定施設入居者生活介護）、介護付有料老人ホーム（外部サービス利用型特定施設入居者生活介護）、住宅型有料老人ホーム、健康型有料老人ホームの4類型があります。

現在、町内に施設は整備されていませんが、近隣市町との調整を図りながら需要に対応します。

### 2 シルバーハウジング（高齢者世話付き住宅）

公的賃貸住宅をバリアフリー化し、緊急通報装置などを備えたもので、生活相談や緊急時対応などのサービスを提供する生活援助員（ライフサポートアドバイザー）が配置されています。

現在、町内に施設は整備されていませんが、近隣市町との調整を図りながら需要に対応します。

### 3 サービス付き高齢者向け住宅

バリアフリー構造等を有し、状況把握サービスや生活相談サービスを提供する賃貸住宅又は有料老人ホームです。

本町においては、民間による1施設（定員22人）が整備されています。

今後も、制度改正等を注視し、運営状況を踏まえて適切な供給が確保されるよう支援します。

## 4 養護老人ホーム

65歳以上の高齢者で、環境上の理由及び経済的な理由により居宅での生活が困難な方が、措置により入所する施設です。

現在、町内に施設は整備されていませんが、近隣市町との調整を図りながら需要に対応します。

## 5 軽費老人ホーム（ケアハウス）

家庭環境、住宅事情等の理由により居宅において生活することが困難な60歳以上の入所に対し、日常生活に必要な便宜を供与することを目的とした施設で、低額な料金で入所することができます。

軽費老人ホームには、自炊ができない程度の身体機能の低下があるか、高齢等のため独立して生活するには不安が認められる方で、家族による援助を受けることが困難な人が入所する「ケアハウス」のほか、食事を提供する「A型」、自炊が原則の「B型」の3形態がありましたが、これらがケアハウスの基準に統一され、「A型」、「B型」は建替えを行うまでの「経過的軽費老人ホーム」とされました。軽費老人ホームのなかには特定施設入所者生活介護の指定を受けてサービスを提供しているところもあります。

現在、町内に施設は整備されていませんが、近隣市町との調整を図りながら需要に対応します。

区分	高齢者福祉施策				
施策の柱	3 安全・安心な生活環境の整備				
	施策	R7 評価	R6 評価	現状及び課題（評価の理由）	次年度の方向性
1	緊急時通報システムの整備 慢性疾患のあるひとり暮らしの高齢者や身体障がい者等の自宅に、急病や災害等の緊急時に迅速に受信センターに通報できる緊急通報装置を設置しています。また、定期的に安否確認及び機器点検を行っており、今後も事業を継続します。	A	A	令和5年度途中から利用者に対して自己負担額の徴収を開始。また、令和6年度から携帯型の緊急時通報システムを導入し定期的な安否確認及び機器点検を行っている。	今年度と同様に継続して実施予定。
2	民生委員の見守り活動 民生委員が自発的に近隣の高齢者宅を訪問し、安否の確認をするとともに、日常生活における困りごとや孤独感の解消等のための相談役となります。また、行政へのパイプ役として活動します。	A	A	近隣高齢者宅を訪問し、安否確認や困りごとなど相談役として活動している。役場に来所が難しい方の代わりに高齢者タクシー・バス利用券の申請に来る方もいる。	今年度と同様に継続して実施予定。
3	避難行動要支援者名簿の整備 災害時に支援が必要な高齢者や障がい者を事前に把握して、災害時に適切な対応ができるように、避難行動要支援者名簿を作成しています。今後も事業を継続し、支援の必要な方がいる世帯の状況把握に努めます。	B	B	社会福祉協議会に委託し避難要支援者名簿を作成している。対象者に対して調査を行い避難行動要支援者の把握に努めている。	今年度と同様に継続して実施予定。
4	松伏町社会福祉協議会の高齢者施策 別紙参照				
5	災害に対する備えの充実 災害時に介護等が必要な被災者を速やかに施設入所できるよう、日常から社会福祉施設等との連携を図ります。また、水防法が平成29年に改正され、浸水想定区域内に所在する要配慮者利用施設は、水害を想定し、あらかじめ避難確保計画を作成するとともに、避難訓練を実施することが義務付けられました。各施設が、計画策定及び避難訓練を実施できるよう必要な支援を行います。	A	A	各施設が避難確保計画を作成している、また、避難訓練を実施するための支援を行っている。	今年度と同様に継続して実施予定。
【メモ欄】		【評価】 A：計画どおり、B：おおむね計画どおり、C：あまり進んでいない、D：まったく進んでいない			

【メモ欄】

区分	高齢者福祉施策				
施策の柱	3 安全・安心な生活環境の整備				
施策	4 松伏町社会福祉協議会の高齢者施策				
施策の内容		R7 評価	R6 評価	現状及び課題（評価の理由）	次年度の方向性
①	高齢者日帰旅行事業 高齢者を対象に、毎年1回、日帰り旅行を実施する事業です。	評価なし	A	実施なし	
②	ひとり暮らし高齢者激励事業 地域の民生委員が、ひとり暮らし高齢者宅を訪問し、慰問品を贈るとともに、見守り活動を行う事業です。	A	A	地域における高齢者の見守り活動のため、2月～3月頃、民生委員が把握している一人暮らしの高齢者を対象に、松伏町民生委員・児童委員協議会からプレゼントを配布。令和6年度配布実績；567名 予算が限られている中で、毎年対象者が増えている。対象者の対象年齢等の検討が課題であるとする。	事業内容については、次年度においても継続。 対象者の年齢等について検討していく。
③	高齢者への紙おむつ配布事業 紙おむつを必要としている要介護度が重度の高齢者に対し、紙おむつを支給する事業です。	A	A	自宅で継続的に紙おむつを利用されているかたで、要介護3以上の介護度の方を対象に2か月に1度、上限額を定め必要な種類の紙おむつ、リハビリパンツ、尿とりパッドを提供している。 令和7年4月から12月までの延べ利用人数：266名 課題として、入院、入所等された場合、利用を停止することとしているが、利用していた方が入院、入所等されても連絡をいただかず、継続的に配布してしまい、必要のない方へ配布してしまうことがあるため、今後担当ケアマネジャー等に、利用されている方が入院・入所等、給付対象でなくなった場合の連絡を徹底していくことを検討。	自治会の解散等続き、社協会費が減少していること、物価高騰により商品単価の高騰があることから、今年度と同等の配布は困難となるため、次年度は3か月に1度の配布とする。
④	福祉機器貸出事業 一時的に介護が必要な方や、要介護度が軽度の高齢者に対し、福祉機器（車いす、松葉杖、福祉車両）を貸し出す事業です。	A	A	一時的に福祉機器の利用が必要な方へ車椅子と福祉車両を貸出。 12月現在の貸出数は車椅子が23件（17世帯）、福祉車両が61件（11世帯）	事業内容については、次年度においても継続。
⑤	ふれあい・いきいきサロン事業 地域住民が自主的に運営するサロン（誰もが気軽に参加できる地域の居場所）の運営を支援する事業です。	A	A	地域住民が自主的に運営するサロン（誰もが気軽に参加できる地域の居場所）の運営を支援する事業。令和6年度参加者実績：延1,618名 実施回数増加のニーズはあるが、担い手不足などの運営上の課題がある。	引き続き新規担い手の獲得に努める。
⑥	救急医療情報キット設置事業 消防隊員等が高齢者等をスムーズに救急搬送できるよう、かかりつけ医療機関や緊急時の連絡先などの情報を専用の容器に入れ、冷蔵庫に保管する事業です。	A	A	消防隊員等が高齢者等をスムーズに救急搬送できるよう、かかりつけ医療機関や緊急時の連絡先などの情報を専用の容器に入れ、冷蔵庫に保管する事業。令和6年度実績：48件	事業内容については、次年度においても継続。
⑦	健康マージャンサロンの開催 誰もが参加できるふれあいの場として、ふれあいセンターで健康マージャンサロンを開催します。	A	A	毎月2回（ふれあいセンターかがやきで1回、緑の丘公園で1回）実施。12月現在の参加者数はふれあいセンターかがやきで行う健康マージャンサロンが累計274名、緑の丘公園のマージャンが累計124名。 ふれあいセンターかがやきで実施している健康マージャンサロンは定員（40名）以上の申し込みがあり、抽選となっている。	ふれあいセンターかがやきでの健康マージャンサロンの実施回数を増やし、より多くの方に参加していただけるような環境を整える。
⑧	認知症予防事業「認知症予防ケア教室」 元気な高齢者が、日常生活をより充実させ、家庭や社会でいきいきと暮らせるように、認知症について学ぶとともに、音楽や体操を通して認知症予防に取り組む事業です。	A	A	事業に参加している方からは多くの感謝の声をいただいている。一方で、25名の定員に対し、毎回定員オーバーしているのが現状。また、毎回受付開始時間には、予約の電話が殺到し、職員の業務負担増が課題。	定員の枠を25から30名に広げる。それでも、参加できない場合は、次回の教室に優先的に参加できるようにしていく。
【メモ欄】		【評価】 A：計画どおり、B：おおむね計画どおり、C：あまり進んでいない、D：まったく進んでいない			

【認知症予防事業】

1 月 1 回開催（8・1 月除く） 参加実績：R 7. 1 2 月現在 1 5 6 名参加

★★★★内容★★★★

- ・認知症について学ぶ
- ・リズムに合わせて簡単にでき毎日続けられる体操
- ・脳を活性化するトレーニング
- ・懐かしいメロディーによってリラクゼーション

【高齢者への紙おむつ配布事業について】

松伏町社会福祉協議会の会員であり（年会費1000円）、かつ、介護認定を受け、要介護3以上の認定が出ている方が対象。ご家族、ケアマネジャー等が申請し、要件を満たしている方に配布。本人が配布前から利用しているものと同じものが支給されるということではないが、同等品を選択し配布。

また、状況の変化により他の製品に変えたい等の希望ある場合には随時対応している。現状配布対象者からは補助を受けることについて感謝の声をいただいている。一方で物価高騰に伴う商品単価の値上げにより配布できる数も減少している。

健康マージャンサロンの様子



松伏町社会福祉協議会HPより引用

認知症予防ケア教室の様子



松伏町社会福祉協議会HPより引用

# 松伏町高齢者福祉計画・介護保険事業計画

## 介護保険事業

### 令和7年度 評価シート

令和8年3月

松伏町

区分	介護保険事業					
施策の柱	1 介護予防・日常生活支援総合事業					
	施策	計画値	R7 評価	R6 評価	現状及び課題（評価の理由）	次年度の方向性
(1)	訪問型サービス ホームヘルパーによる入浴、排せつ、食事等の介護など、日常生活上の援助を行うサービスです。本町では平成29年度から、従来の介護予防訪問介護に相当するサービスを実施しています。基準緩和型サービス及び短期集中予防サービスの実施について検討します。	あり	B	B	従来の介護予防訪問介護の相当するサービスのみ実施している。	今年度と同様に継続して実施予定。
(2)	通所型サービス 機能訓練や集いの場など日常生活上の支援を行うサービスです。本町では、平成29年度から、従来の介護予防通所介護に相当するサービスを実施しています。令和6年度から、基準緩和型サービスを実施します。	あり	A	A	従来の介護予防通所介護に相当するサービスに加えて、令和6年度から基準緩和型サービスを実施している。	今年度と同様に継続して実施予定。
(3)	介護予防ケアマネジメント事業 要支援者等の心身の状況に応じて、その状態等にあった適切なサービスが包括的かつ効率的に提供されるよう、専門的な見地から必要な援助を行う事業です。		A	A	令和6年度から基本チェックリストによる事業対象者と取り扱いを開始し継続して事業を実施している。	今年度と同様に継続して実施予定。
(4)	一般介護予防事業 地域において自主的に行われる介護予防活動を育成・支援し、高齢者がいきいきと活動できるよう、全高齢者を対象として、介護予防事業を実施します。 ①介護予防把握事業、②介護予防普及啓発事業、③地域介護予防活動支援事業、④一般介護予防評価事業、⑤地域リハビリテーション活動支援事業	あり	A	B	①介護予防把握事業は実施していない。②いきいき健康体操教室や音楽健康クラブ、男性のための健康体操教室、スマホ講座、わくわくゲーム交流会などを実施している。③ご近所さん体操の会場数増加を図っている。また、ご近所さん体操サポーター養成講座を実施し養成・育成を図っている。④本事業評価シートが該当する。⑤理学療法士や管理栄養士、歯科衛生士など専門職の方ご近所さん体操に派遣している。	現在実施している事業は継続しつつ新たに事業者参加者の健康状態の把握や分析・評価に取り組む。また、男性のための健康体操教室を週1回から2回に事業拡大、音楽健康クラブを北部会場追加、e-スポーツ事業の事業拡大を図る予定。
(5)	高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 医療、介護、保健等のデータを一体的に分析し、高齢者一人ひとりに必要なサービスに結びつけていくとともに、フレイル予防等の取組まで広げて行けるよう、通いの場を活用した健康相談や受診勧奨の取組等、後期高齢者医療制度の保健事業と介護予防の一体的実施を進めます。		A	B	住民ほけん課後期高齢者医療担当と連携し、庁内連携会議の開催やご近所さん体操でのポピュレーションアプローチを実施。関係課で連携し体力測定会を開催。	体力測定会の実施方法を見直し、職員の負担軽減を図る予定。

【解説】 【評価】 A：計画どおり、B：おおむね計画どおり、C：あまり進んでいない、D：まったく進んでいない

### 介護予防・日常生活支援事業とは？

日常生活にちょっとした支援を必要とする高齢者の増加に伴い、生活支援の必要性が増しました。また高齢者の一人暮らしが増加していく中で、社会参加・社会的役割を持つことが生きがいや介護予防につながるものが浸透しました。

そこでこうした生活支援・介護予防サービスと高齢者や地域住民の社会参加を市町村が支援することについて、介護保険事業上に位置づけ、制度の強化を図ります。

## わくわくゲーム交流会



## ご近所さん体操



## 音楽健康クラブ



区分	介護保険事業					
施策の柱	2 包括的支援事業					
施策	計画値	R7 評価	R6 評価	現状及び課題（評価の理由）	次年度の方向性	
(1)	<b>地域包括支援センターの運営</b> 地域包括支援センターは、地域における総合的な保健医療の向上及び福祉の増進を図り、高齢者を地域で支えるシステムを構築していく中核的な機関として位置づけられています。本町では地域包括支援センターの事業を委託により実施しています。センターには基準で定められた3職種（主任ケアマネジャー、保健師、社会福祉士）の職員を配置しています。 また、後期高齢者人口の急激な増加が見込まれていることから、令和6年4月より現在の地域包括支援センターの名称を南部地域包括支援センターに変更し、新たに北部地域包括支援センターを増設し、居宅介護支援事業所や介護施設など、地域の既存の社会資源と効果的に連携して、地域における相談支援の機能の強化を図ります。 ①介護予防ケアマネジメント、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント業務、⑤地域ケア会議の充実		A	A	令和6年度から地域包括支援センターが2か所に増設されたが、令和7年度も継続して①から⑤までを実施している。どちらのセンターにも3職種を配置し地域における相談支援等の機能強化を図っている。	今年度と同様に継続して実施予定。
(2)	<b>在宅医療・介護連携の推進</b> 在宅医療・介護連携の推進は、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進することを目的としています。 今後は後期高齢者の増加に伴い、在宅で医療と介護を必要とする高齢者の増加が見込まれており、在宅医療や介護サービスの供給体制を整備することが求められます。 ①地域の医療機能の把握、②地域の医療機関との連携強化、③地域住民への啓発、④終活への普及・啓発		B	B	①具体的な把握はできていない。②在宅医療に関する地域の連携を図るため、吉川・松伏多職種連携の会を運営している。③吉川松伏入退院支援ルールについてホームページやチラシ、ケア倶楽部等で啓発している。④人生会議（ACP）を年3回実施した。また、エンディングノートの配布をしている。	現在、配布しているエンディングノートを見直し令和7年度中に新たに作成、令和8年度から配布予定。
(3)	<b>認知症施策の推進</b> 認知症になっても本人の意思が尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、認知症地域支援員推進員と連携し、地域での見守りや支え合いの体制を整えます。 ①認知症の早期発見・早期対応、②認知症高齢者等の見守り体制の推進、③認知症ケアパスの普及、④交流できる機会の提供、⑤認知症サポーター等養成事業、⑥チームオレンジの整備・運営		A	B	①認知症初期集中支援チーム員会議を開催し、早期発見・早期対応について検討した。②高齢者見守りネットワークの構築を図っている。③松伏町認知症ケアパスを令和7年度中に作成予定。④町内3か所でオレンジカフェを実施中。また、チームオレンジ祭りを初めて開催した。⑤年5回程度認知症サポーター養成講座を実施し要請を図っている。⑥チームオレンジを1チーム設置し3か月ごとに定例会を開催。情報共有をしている。	今年度と同様に継続して実施予定。
(4)	<b>生活支援サービスの体制整備</b> ひとり暮らしや認知症の高齢者が増加する中、ボランティアや民間企業等の生活支援サービスを担う事業主体と連携し、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加を一体的に推進します。 そのため、すでに配置している生活支援コーディネーターは、引き続き地域資源の発掘及びネットワークの構築を推進し、協議体において地域の情報共有及び連携強化に努めます。		A	B	高校生に協力していただきスマホの使い方相談会を実施。また、年3回生活支援体制整備協議体を実施している。さらに、地域資源マップを発行し、町民に対してサービスの普及啓発を図っている。	今年度と同様に継続して実施予定。

【解説】

【評価】A：計画どおり、B：おおむね計画どおり、C：あまり進んでいない、D：まったく進んでいない

### 包括的支援事業とは？

高齢者が住み慣れた地域で生活できるように、支援を必要としている人に適切なサービスに繋がります。地域包括支援センターを運営し、支援や相談について、総合的に対応することで、多様なニーズ、複合的な課題へ応えていきます。

### 地域包括支援センターのご案内

高齢者の心配ごとの相談窓口  
**地域包括支援センターを  
利用しましょう**

**地域包括支援センターのスタッフ**

地域包括支援センターのスタッフは、主任ケアマネジャー、保健師（または経験のある看護師）、社会福祉士を中心に構成されています。

- 介護予防のお手伝い**  
保健師（または経験のある看護師）  
介護予防ケアプランの作成や介護予防の指導 など
- 地域のネットワークづくり**  
主任ケアマネジャー  
事業者やケアマネジャーの指導 など
- みなさんの権利を守る!!**  
社会福祉士  
高齢者の権利擁護に関する相談 など

**地域包括支援センターは高齢者とその家族の総合相談窓口です**

地域包括支援センターは、地域で暮らす高齢者とその家族の介護、福祉、医療等に関するさまざまな相談を受けつけています。専門知識を持ったスタッフが連携し、必要な機関と協力・調整して、問題解決のお手伝いをします。

困ったときは、まず地域包括支援センターに相談ね

松伏町

### 「わたし」の整理帳（エンディングノート）

松伏町  
+++++ 大切な人たちへ遺す +++++  
**「わたし」の整理帳**



名前: \_\_\_\_\_

(有)サイシン広告

### チームオレンジまつり



区分	介護保険事業					
施策の柱	3 任意事業					
施策	計画値	R7 評価	R6 評価	現状及び課題（評価の理由）	次年度の方向性	
(1)	介護給付適正化事業 介護給付の適正化のため、要介護認定の適正化、ケアプラン等の点検及び医療情報との突合・縦覧点検の給付適正化主要3事業を実施します。主要3事業における目標設定を行い、埼玉県と連携し介護給付の適正化に向けた取組を推進します。 ①要介護認定の適正化、②ケアプラン等の点検、③医療情報との突合・縦覧点検	あり	A	A	①要介護認定は全件当町で行っている。②ケアプラン点検は業務委託にて全事業所に対して実施。③縦覧点検は国保連に委託している。	例年通り実施予定。
(2)	家族介護支援事業（ケアラー等への支援） 埼玉県と連携し、ケアラーの存在を広く町民に知ってもらうための啓発・広報活動に取り組みます。		A	A	ケアラーの存在を知ってもらうため、町ホームページに周知ページを作成し、町広報誌に記事を掲載している。また、埼玉県から提供を受けたチラシやポスターを役場や地域包括支援センターなどで配架し普及啓発を図っている。	引き続き、埼玉県と連携し、普及啓発活動に取り組む。
(3)	成年後見制度利用支援事業 ①町長申し立て、②中核機関の設置、③市町村基本計画の策定		B	B	①令和7年度は1件の町長申し立てを実施した。②令和8年度中核機関設置に向けて予算要求。③地域福祉計画に市町村基本計画を掲載している。	令和8年度中に中核機関を設置し、相談・普及啓発体制の強化を図る予定。
(4)	地域自立生活支援事業（高齢者等配食サービス事業） 高齢者が地域において自立した生活を継続できるように、様々な支援をする事業です。本町では、高齢者の単身世帯や夫婦のみの世帯等に食事の配達を行うとともに、安否の確認を行っています。今後も継続して実施し、見守り活動を充実していきます。	あり	A	A	令和7年度3月時点で、配食業者が4者あり、食事の配達を行うとともに見守り活動の強化に努めている。	今年度と同様に継続して実施予定。
(5)	介護保険外サービス（緊急通報システム） 65歳以上のひとり暮らしの方等に対し、急病等の緊急時に受信センターを通じて消防署に通報できる緊急時通報システムを設置しています。	あり	A	A	令和5年度途中から利用者に対して自己負担額の徴収を開始。また、令和6年度から携帯型の緊急時通報システムを導入し定期的な安否確認及び機器点検を行っている。	今年度と同様に継続して実施予定。

【解説】 【評価】 A：計画どおり、B：おおむね計画どおり、C：あまり進んでいない、D：まったく進んでいない

### 任意事業とは？

介護保険事業の運営の安定化のために、介護給付適正化事業を行います。ほかにも地域に応じて、必要な支援を行います。そのため、市町村独自の発想や創意工夫した形で行われ、地域支援事業の趣旨に沿っていれば、自由かつ多様に事業展開できることが特徴です。

# 松伏町成年後見制度利用促進基本計画（松伏町第3期地域福祉計画）

## 第5章 松伏町成年後見制度利用促進基本計画

- 1 計画の概要
- 2 具体的な取組

第5章 松伏町成年後見制度利用促進基本計画

### 1 計画の概要

#### (1) 計画策定の背景

成年後見制度利用促進基本計画は、成年後見制度利用促進法第14条第1項において、成年後見制度の利用の促進に関する施策について基本的な計画を定めるよう努めることとしており、これに基づき策定するものです。

成年後見制度とは、認知症や障がい等により、預貯金などの財産管理、介護や医療等の契約締結において、自分に不利益なことがあっても判断ができず契約等を行ってしまう被害を受けることがあるため、そうした被害から判断能力の不十分な方を保護し、支援するための制度です。しかし、成年後見制度は、日常生活等に支障がある人たちを社会全体で支え合うための重要な制度であるにもかかわらず、十分に利用されていない現状があります。成年後見制度が利用しやすいものとなるためには、判断能力が不十分でも、自らにとって必要な内容を主張することや、一人で選択・決定することが難しい状態でも、地域社会に参画し、その人らしい生活を継続できるように、権利擁護を総合的に考え、支援につなげることができる地域の仕組みづくりが求められています。

令和4年3月に策定された、成年後見制度の方向性を示す「第二期成年後見制度利用促進基本計画」では、意思決定支援の更なる発達や権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりなどにより地域共生社会の実現を目指すことが示されており、自立した地域社会での生活の継続に向けたつながりを強化していくことが重要です。

そのため、町では、尊厳のある自分らしい生活の継続と地域社会への参加を図る権利擁護支援を推進することができますよう、松伏町成年後見制度利用促進基本計画を策定します。

#### ■地域共生社会の実現に向けた権利擁護支援の推進



資料：厚生労働省 第二期成年後見制度利用促進基本計画

第5章 松伏町成年後見制度利用促進基本計画

### 2 具体的な取組

#### (1) 権利擁護の推進

成年後見制度は、町民に十分に認知されているとは言えず、町民や支援者が制度について正しい知識を持つことができるよう、制度の周知を図ることが重要です。また、成年後見制度が『尊厳のある本らしい生活』を維持するための実現であることを見出し、権利擁護支援を行う上で重要な視点である「意思決定支援」の考え方を地域に浸透させることが求められます。

そのため、成年後見に関する制度や事業を周知するとともに、支援を必要とする人を制度や事業につなげるための周知と活用を進めます。

実施内容	担当課
1 全ての人が、その人らしく生きることができるよう、成年後見制度をはじめとする権利擁護事業等の周知に努めます。	いきいき福祉課 地域支援担当 障がい福祉担当
2 高齢者や障がい者等の権利を守るため、成年後見制度の周知と活用促進を図ります。	いきいき福祉課 地域支援担当 障がい福祉担当

#### (2) 制度を利用しやすい体制の整備

権利擁護に関する多様な支援ニーズを早期発見し、早期支援を行うためには、司法、医療、福祉などの地域の関係機関とのネットワークを構築するとともに、本人や地域に対して包括的な支援を行うことができるよう、ネットワークが機能するための取組が必要です。

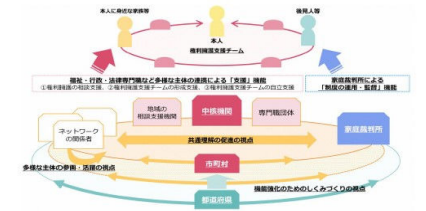
市町村における中核機関の機能については、地域の状況に応じて柔軟に実施することが可能であり、地域包括ケアや既存のネットワークなどの地域資源を十分に活用しながら、検討・整備を進めていきます。

実施内容	担当課
3 成年後見制度利用促進法に基づく中核機関や協議会の設置について検討し、実施します。	いきいき福祉課 地域支援担当 障がい福祉担当

第5章 松伏町成年後見制度利用促進基本計画

#### ■権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ

○ 権利擁護支援の地域連携ネットワークとは、「各地域において、特に権利擁護を必要としている人を含む地域に暮らすすべての人が、尊厳のある本らしい生活を継続し、地域社会に参画できるようにするため、地域や福祉、行政などにより関係が深まった多様な分野、主体が連携するしくみ」である。



資料：厚生労働省 第二期成年後見制度利用促進基本計画